

令和元年第3回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程（第1日目）

令和元年9月10日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（4名）
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第49号 教育委員会教育長の任命について
- 第4 議案第50号 教育委員会委員の任命について
- 第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第6 議案第46号 訓子府町認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第44号 令和元年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）について
- 第8 議案第45号 訓子府町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第47号 定住自立圏形成協定の締結について
- 第10 議案第48号 財産の処分について
- 第11 認定第1号 平成30年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第2号 平成30年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第3号 平成30年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第4号 平成30年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第5号 平成30年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第6号 平成30年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第18 報告第9号 平成30年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 第19 報告第10号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 第20 報告第11号 出納検査結果報告について
- 第21 ー 議員の派遣について
- 第17 一般質問

○出席議員（10名）

1番	須河	徹	君	2番	泉	愉	美	君			
3番	工藤	弘	喜	君	4番	谷	口	武	彦	君	
5番	河端	芳	恵	君	6番	西	森	信	夫	君	
7番	山田	日出	夫	君	8番	余	湖	龍	三	君	
9番	仁木	義	人	君	10番	西	山	由	美	子	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊	池	一	春	君												
副	町	長	森	谷	清	和	君											
総	務	課	長	伊	田	彰	君											
企	画	財	政	課	長	篠	田	康	行	君								
町	民	課	長	元	谷	隆	人	君										
福	祉	保	健	課	長	谷	方	幸	子	君								
福	祉	保	健	課	業	務	監	今	田	朝	幸	君						
農	林	商	工	課	長・農	業	委	員	会	事	務	局	長	遠	藤	琢	磨	君
農	林	商	工	課	業	務	監	大	里	孝	生	君						
建	設	課	長	渡	辺	克	人	君										
上	下	水	道	課	長	原	口	周	司	君								
元	気	な	ま	ち	づ	く	り	推	進	室	長	坂	井	毅	史	君		
会	計	管	理	者	山	内	啓	伸	君									
教	育	委	員	会	教	育	長	林	秀	貴	君							
管	理	課	長	森	谷	勇	君											
子	ど	も	未	来	課	長	山	本	正	徳	君							
社	会	教	育	課	長	高	橋	治	君									
図	書	館	長	山	田	洋	通	君										
農	業	委	員	会	会	長	坂	本	稔	君								
監	査	委	員	平	塚	晴	康	君										
選	挙	管	理	委	員	会	委	員	長	森	下	直	治	君				

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	八	鍬	光	邦	君	
議	会	事	務	局	係	長	吉	村	章	子	君

◎開会の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和元年第3回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております議件につきましては、議案が7件、諮問が1件、認定が6件、報告が1件であります。

さらに、議長からの報告が2件、議員の派遣についての議決が1件でございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、6番、西森信夫君、7番、山田日出夫君、8番、余湖龍三君、9番、仁木義人君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの3日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定しました。

議員、説明員の皆さまに申し上げます。

事前に皆さまにお知らせしておりましたが、今定例会においてもクール・ビズの実施ということで、ノーネクタイ、また、議場での上着の着用は自由ということで進めてまいりますのでよろしく願いいたします。

どうぞ、上着を脱いでいただいても結構です。

◎町長挨拶

○議長（須河 徹君） ここで、本定例会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第3回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるものでございます。

3回の定例議会は9月半ばでいつも開会をさせていただいているところでございます。今年は春に風が吹いて、直まきのビートが飛ぶだとか、いろんなことがありましたけれども、何とか間に合いました、この秋は先般きたみらい農業協同組合の組合長にもお会いしたところ、おそらく史上最高の出来高に、出来秋を迎えることができるのではないかとということでございました。いずれにいたしましても、これからの天気、玉ネギ、ジャガイモ、ビート、それらが今、最盛期を迎えておるところでございますけれども、11月23日の新穀感謝祭にはぜひ最高の収穫を実りを期待するところでございます。

さて、一昨日、隣町の北見の市長選挙が行われまして、辻直孝氏が、66歳が2期目の当選を果たしたようでございます。ご存じのとおり北見市は私が町長になってから、神田市長さん、小谷市長さん、桜田市長さん、辻市長さんと大変短期の行政運営が特徴でありましたけれども、今回、久々に2期目の辻市長が当選したことになります。このたび議長とともに当選祝いに駆けつけたところでございますけれども、ニュースでもインタビューでも答えておりますけれども、この圏域と北見市が一層強力で手を取り合って行政を進めるといふことの挨拶をしておりました。あらためて北見地域定住自立圏形成の今回議案にも協定書案を出したところでもございますし、さらにまた北見市長は期成会の会長でもございますので、共同してさらに管内のリーダーとして力を発揮していただくことを心からご期待を申し上げます。

それでは、本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べまして理解を賜りたいと存じます。

まず、一般会計の補正予算案についてでございます。

総務費では、病気休暇が長期にわたる職員の代替として期限付専門職員の共済費、賃金の追加と、町長が北海道町村会海外行政視察調査に参加推薦されたことに伴う、不足する負担金32万9千円を計上し、総務費全体で183万1千円の追加。

民生費では、自立支援サービス事業、児童手当支給事業の過年度分精算に伴う国庫支出金等の返還が生じたことと、子ども・子育て支援法改正によりまして幼児教育、保育料無償化に伴う、保育料システムの改修費用の計上と制度改正に伴う多子世帯応援保育料補助金の減額をあわせて89万3千円の追加をさせていただきます。

農林水産業費では、機構集積協力金の交付を受けた農地の宅地転用に伴う、協力の返還金8千円を計上。

商工費では、住環境リフォーム促進事業補助金、店舗出店等支援事業補助金、合わせて500万円の追加を。

教育費では、スキー場ロープリフトのワイヤー交換のため、修繕料57万6千円の追加。

以上、一般会計総額で1,028万9千円の追加補正を提案させていただいております。
次に、条例の制定についてであります。

訓子府町印鑑の登録及び証明に関する条例、訓子府町認定こども園条例等一部を改正する条例を提案させていただいております。

次に、北見市、美幌町、津別町、置戸町との北見地域定住自立圏の形成に関する、北見市との協定の議決について、提案をさせていただいております。

次に、町有林の生産素材の財産処分について提案をさせていただいております。

次に、人事案件でございます。

教育委員会教育長、教育委員会委員1名が、本年9月30日に任期満了となるため、任命の同意を求めるものでございます。

また、人権擁護委員の推薦について意見を求めるものでございます。

次に、認定についてでございますが、一般会計、さらに四つの特別会計および水道事業会計、あわせて6会計の平成30年度決算認定の提案をさせていただいております。

最後に、報告でございますが、平成30年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についての報告をさせていただきます。

以上、議案7件、諮問1件、認定6件、報告1件の提案をさせていただいておりますが、人事案件を除き、議案の詳細につきましては、各担当課長等から説明をさせますので、ご審議を賜りますようによろしくお願い申し上げます。本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

◎議案第49号

○議長（須河 徹君） それでは、日程第3、議案第49号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

該当者は退場をお願いいたします。

（該当者退場）

○議長（須河 徹君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書49ページです。町長。

○町長（菊池一春君） 議案第49号 教育委員会教育長の任命について、人事案件でございますので私からご説明をさせていただきます。議案書の49ページをお開き願いたいと思います。

現在の教育長林秀貴氏の任期がこの9月30日を持ちまして、任期満了となりますことから、現教育長であります林秀貴氏を任命したくご提案申し上げます。

ここで、林秀貴氏の経歴を簡単にご紹介いたします。

林氏は、昭和33年のお生まれで、現在満61歳。栄町にお住まいでございます。

昭和56年3月に北海道工業大学を卒業後、同年、北海道農業開発公社の技術職員として採用され、その翌年には、その技術力や人柄をかわれ、建設課技術職員として採用されて以来、20年間農業土木のエキスパートとして本町の土地改良事業を推進してまいりました。

平成14年には、事務職として企画財政課企画係長、平成15年には行政対策室、平成16年には同室の次長の身分で置戸・訓子府任意合併協議会へ出向、平成17年には福祉

保健課長補佐、平成19年には福祉保健課業務監、平成21年には建設課長、平成23年には総務課長、平成24年9月に町職員を退職され、同年10月1日から現職の教育長に就任され現在に至っております。

教育長就任後は、精力的に教育行政の推進に取り組み、特に、子ども目線に立った学校教育の推進、また、児童センター「ゆめゆめ館」やスポーツセンターの建設、認定こども園「わくわく園」の設置や社会教育推進の基本となる「社会教育中期計画」の策定など、本町教育の振興にご尽力をいただいているところでございます。

人柄も職員のみならず、町民からの人望が厚く、誠実かつ努力家で自分の能力を惜しむことなく、町民のために教育行政に取り組む姿勢は多くの方から評価されており、教育長として適任と考えているところでございます。

なお、教育長の任期につきましては、令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年間でございます。

以上、教育委員会教育長の任命について説明申し上げます。同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより議案第49号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

（該当者入場）

◎議案第50号

○議長（須河 徹君） 日程第4、議案第50号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書50ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 議案第50号 教育委員の任命について、人事案件でございますので、私からご説明をさせていただきます。議案書の50ページをお開き願います。

教育委員につきましては、定数4名のうち、飯田洋司氏が本年9月30日をもって任期

満了となることから、新たな教育委員として、町内柏丘にお住いの中塚保氏を任命させていただきたく、ご提案申し上げるものでございます。

ここで、中塚保氏のご経歴について、簡単にご紹介させていただきます。

中塚保氏は、昭和34年町内柏丘にお生まれの満59歳、昭和53年3月に北見柏陽高等学校をご卒業後、農業経営者としての知識、技能を習得するため、本別町の北海道立農業大学校に進学され、卒業後は農業経営を引き継がれ現在に至っております。

この間、社会教育所管の訓青協や網青協の役員を務められ、青年活動のリーダーとして活躍されたほか、訓子府中学校PTA会長にも就任されるなど、保護者からも厚い信頼を得ていたところでございます。

また、地元JAの青年部長や生産組合の代表、実践会連協の会長なども務めるなど、農業をはじめとする地域振興にも力を尽くされてこられました。

これまで、数多くの経験、実績を積み重ねてこられ、地域からの信望も厚い中塚氏は、教育委員会教育委員に適任と考えているところでございます。

なお、任期につきましては、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年間でございます。

以上、教育委員会教育委員の任命について、説明申し上げます。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第50号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎諮問第1号

○議長（須河 徹君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書51ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につきまして、意見を求めるこ

とについて、人事案件でありますので、私から説明をさせていただきます。議案書の51ページをお開き願います。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条の規定によりまして、議会の皆さまに意見をいただくこととなります。

本町には、2名の人権擁護委員が委嘱されており、そのうちお一人であります山本寛身さんが、令和元年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き、山本寛身氏を人権擁護委員として推薦いたしたく、ご意見をお伺いするものであります。

ここで、山本氏のご経歴について、簡単にご紹介させていただきます。

山本寛身氏は、東幸町にお住まいで、昭和25年8月生まれの69歳であります。

農業協同組合学校卒業後、昭和45年に農協職員として採用されて以来、平成22年までの40年間、訓子府町農業協同組合、合併後のJAきたみらいに勤められたほか、同年からはJAきたみらいの常務理事としてご活躍されました。また、訓子府町体育指導委員をはじめ訓子府町社会教育委員などを歴任され、ご活躍いただいている方でございます。

人権擁護委員としましては、平成26年1月から現在までの5年8か月間、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行う上に必要な法律上の知識および技術の修得に努め、積極的態度をもって、その職務を遂行していただいております。

なお、任期につきましては、令和2年1月1日から令和4年12月31日までの3年間でございます。

以上、山本寛身氏を推薦することにつきまして、ご理解を賜りますようよろしく願いをいたします。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、諮問第1号の採決を行います。

本案は原案による者を適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案の者を適任と認めることに決定いたしました。

◎議案第46号、議案第44号

○議長（須河 徹君） 日程第6、議案第46号、日程第7、議案第44号、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第46号 訓子府町認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書10ページです。

子ども未来課長。

○子ども未来課長（山本正徳君） 議案書10ページをお開き願います。

議案第46号 訓子府町認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町認定こども園条例（平成28年条例第9号）及び訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成28年条例第10号）並びに訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成28年条例第11号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正につきましては、国では総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために「子ども・子育て支援法」が改正され、幼児教育・保育の無償化が令和元年10月1日から施行されます。これにより、本町の関係条例等の改正を行うものでございます。

前段、今回の制度改正の概要について説明させていただきます。

まず、国による幼児教育・保育の無償化の概要につきましては、大きく三つに分かれまして、一つ目は、3歳から5歳の幼児教育及び保育の必要性のある子どもの保育料の無償化。二つ目は、0歳から2歳の保育の必要性のある子どものうち住民税非課税世帯を対象として保育料の無償化。三つ目としては、3歳から5歳の給食材料費は無償化の対象外とし、施設による実費徴収とすることが決められております。

次に、本町の幼児教育・保育の無償化の独自の対応といたしまして、国の幼児教育・保育の無償化のほか、一つ目といたしまして、国の無償化の対象外となる3歳から5歳の幼児教育の預かり保育料の無償化を図り、二つ目といたしまして、低所得者世帯に対する軽減措置を本町独自に拡充を図ることといたしまして、0歳から5歳の年収360万円未満相当世帯の給食材料費も含め保育料を無償化いたしまして、低所得者世帯に対しての完全無償化を図るものでございます。

また、多子世帯保育料応援補助金の取り扱いの変更といたしまして、多子世帯の軽減内容はそのまま継続するものといたしまして、保護者の負担軽減と事務の煩雑化^{はんざつか}を防ぐため、従前の補助金方式から規則による減免方式に変更するものでございます。

これらの国と町独自の考え方により、今回、認定こども園条例ほか関係条例等の改正を行うものでございます。

それでは、記以下について説明させていただきます。

別紙として、次の11ページから16ページに改正条文が記載されております。11ページ上段に第1条として、訓子府町認定こども園条例の一部改正、14ページ下段に第2条といたしまして、14ページ下段になりますが、第2条といたしまして、訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、同じく14ページ下段に第3条といたしまして、訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部改正となり、改正条文につきましては、3

条の構成となっております。

次の17ページ以降につきましては、新旧対照表を載せておりますが、これは後ほどご覧いただくことといたしまして、内容につきましては、35ページ、35ページ以降の訓子府町認定こども園条例等の一部を改正する条例の概要により、主な改正点について、ご説明をさせていただきます。

議案書35ページをお開きください。

まず、改正条文の第1条による改正につきましては、訓子府町認定こども園条例の一部改正となります。

項目1は、こども園の事業を規定しております第4条の用語の改正となります。その内容につきましては「子ども・子育て支援法」の改正により、子育てのための施設等利用給付が創設されまして、これに関わるものと区別するために、教育・保育給付に関わる用語の改正が行われたものです。第4条第5号の「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるものでございます。

次に、項目2の保育料を規定しております第8条では、前段説明をいたしました国の幼児教育・保育の無償化と本町独自の拡充により保育料の改正を行うもので、その内容につきましては、第1号では、満3歳以上の幼児教育と預かり保育料を規定しておりますが、これを無料とするもので、本町では、国の保育料の無償化のほか、預かり保育料も無償化とするものでございます。

第2号と第3号は、満3歳以上と満3歳未満の子どもの保育に係る保育料を規定しておりますが、満3歳以上の保育料については無料とし、満3歳未満の保育料は、11ページの別表1のとおり改正するものでございます。

別表1の改正内容につきましては、満3歳未満の国による市町村民税非課税世帯の無償化のほか、本町独自に低所得者世帯に対する軽減措置といたしまして、年収360万円未満相当世帯、市町村民税の所得割課税額9万7千円未満世帯の第2階層を無料といたしまして、保育料が零となる階層をまとめて、現行の11階層から7階層に整理するものでございます。

備考欄につきましては、政令の改正による委任条項の改正と、ひとり親世帯等保育料を軽減している階層区分が無料となることから第3項を削除するものでございます。

第4号は、一時預かりの保育料が別表2に繰り上がるものでございます。

第5号は、子育て応援保育の保育料を13ページの別表3のとおり改正するもので、利用が長期となる場合に適用しておりました満3歳以上の月額保育料が、今回、無料となることから、7日を超える場合は月額といたしまして月額の料金を設定したものでございます。

次の項目3、これは、第9条に給食材料費の規定を追加することにより、第9条から第11条までの条を順次繰り下げるものでございます。

次の項目4、給食材料費の規定を第9条として新たに追加するもので、これは、内閣府令による国が定める運営基準の改正によりまして、満3歳以上の食事の提供に要する費用が実費徴収とされたことから、第9条に給食材料費を追加し、金額を13ページの別表4のとおりとするものでございます。内容については、35ページの概要等で説明をしております。

別表4の給食材料費の内容につきましては、実績により1食単価を240円とし、預かり保育と満3歳以上の給食材料費を月額5,800円、日数が短くなる幼児教育の給食材料費は月額4,200円とするものでございます。

階層区分につきましては、保育料と同じく7階層とし、低所得者世帯に対する軽減措置として、年収360万円未満相当世帯、市町村民税所得割課税額でいきますと9万7千円未満世帯の低所得階層である第2階層を無料とするものでございます。

備考欄の第1項と第2項に階層区分の算定方法の定義を規定いたしまして、3項と4項に同一世帯に複数子どもがいる場合の免除規定を国の基準に準拠し規定し、国では副食費のみ免除としておりますが、本町はこれを主食まで拡大するものでございます。

続きまして、36ページをお開きください。

項目5、第10条の減免規定と第11条の還付規定におきまして、給食材料費も適用するために見出しも含め、保育料の次に「及び給食材料費」を加えるものでございます。

続きまして、14ページの改正条文の第2条と第3条による改正についてでございますが、この条例は「子ども・子育て支援法」により市町村が定めることとなっている規定で、民間事業者が町内に認定こども園や幼稚園・保育所などを設置する際の運営基準や利用者負担額を定めた条例となります。

第2条による改正の「訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の一部改正は、内閣府令に委任している運営基準が題名も含め改正されたことから、題名改正に伴い引用している条文の文言の改正を行うものでございます。

第3条による改正の「訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例」の一部改正につきましては、項目1は、月の途中の入退園に係る利用者負担額の計算におきまして、幼児教育・保育の無償化により利用者負担額が零となり、計算が不要となる満3歳以上の幼児教育に係る号の整理と、項目2は「子ども・子育て支援法」の改正により用語の改正を行うものでございます。

項目3の利用者負担額の改正につきましては、先に説明いたしました認定こども園条例の別表1の保育料の改正と同じ内容となっております。

続きまして、16ページに戻っていただきたいと思います。

附則であります。

第1項では、施行期日の定めとなりますが、この条例は令和元年10月1日から施行するものであります。

第2項と第3項は経過措置の定めとなります。

第2項では、第1条の規定による改正後の訓子府町認定こども園条例の規定は、令和元年10月以降の月分の保育料について適用し、同年9月以前の月分の保育料につきましては、なお従前の例によることといたしまして、第3項では、第3条の規定による改正後の訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の規定は、令和元年10月以降の月分の利用者負担額について適用いたしまして、同年9月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例によることとするものでございます。

以上、訓子府町認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し

上げます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第44号 令和元年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案第44号の説明になります。議案書の1ページをお開きください。

それでは、議案第44号 令和元年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）について提案説明をいたします。

令和元年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）については、次に定めるものとし、第1条では、歳入歳出それぞれ1,028万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ44億4,478万円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、次の2ページにあります第1表歳入歳出予算補正によることを規定しているもので、これについてはご覧いただくこととし、その内容につきましては、後ほど3ページ以降の事項別明細書の中で説明させていただきます。

事項別明細書になります。まず4ページの歳出の方から先に説明させていただきます。

2款、1項、1目、一般管理費の事業区分、総務一般管理事業では、職員の病気休職の延長により期限付専門職員8か月分の共済費19万9千円、賃金130万3千円を追加。負担金、補助及び交付金の北海道町村会負担金につきましては、北海道町村会海外行政視察調査に係る経費として32万9千円を追加。

3款、1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、自立支援サービス事業の償還金、利子及び割引料、国庫支出金等返還金は、平成30年度の精算に伴う返還金が生じたため198万1千円を追加。

3款、2項、1目、児童福祉総務費の事業区分、子育て支援事業の委託料は、10月から実施する幼児教育・保育無償化に伴い、認定区分を管理する保育システムの改修に伴い533万8千円を計上。負担金、補助及び交付金につきましては、多子世帯保育料応援補助金を廃止し、補助金から減免方式に変更することから10月以降の補助金531万9千円を減額しております。

その下の3款、2項、3目、児童措置費、事業区分、児童手当支給事業の償還金、利子及び割引料、国庫支出金等返還金は、平成30年度の精算に伴う返還金として87万4千円を追加。

次の5ページの、6款、1項、3目、農業振興費、事業区分、農業振興事業の償還金、利子及び割引料、国庫支出金返還金は、機構集積協力金の交付を受けた農地の一部が宅地転用されたため、宅地転用が生じたためその返還金として8千円を計上。

次に、その下の7款、1項、2目、商工業振興費、事業区分、商工業振興対策一般事業の負担金、補助金及び交付金は、住環境リフォーム促進事業補助金の追加募集を行うため200万円、また訓子府町店舗出店等支援事業補助金の新規応募が見込まれるため300万円、合わせまして500万円の追加。

その下の、10款、6項、2目、体育施設費、事業区分、屋外運動施設維持管理事業の

需用費は、スキー場のロープリフトのワイヤーがですね、経年劣化したことに伴いまして、修繕が必要になり、57万6千円を追加となっております。

次に、3ページに戻っていただきまして、歳入になります。

一番上の表の12款、1項、7目、教育使用料では、先ほど歳出のところの説明したように幼児教育・保育無償化に伴う保育料の減少に伴い1,177万3千円を減額。

次に、14款、2項、2目、民生費道補助金は、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う、事務費およびシステム改修費等に要する経費に対する子ども・子育て支援事業費補助金として583万8千円を計上。

次に、その下の、18款、1項、1目、繰越金の前年度繰越金では、今回の補正の財源調整として1,529万4千円を追加。

一番下の19款、5項、4目、納付金は職員の休職延長に伴い、期限付専門職員を雇用延長することから、その雇用保険料個人負担金として3千円を追加。

19款、5項、5目、雑入につきましては、こども園での給食食材費を幼児教育・保育無償化を実施することに伴いまして、保育料とは分けて徴することとされたため、92万7千円追加いたします。

別添の資料1につきましては、投資的経費の事業内容の内訳として、幼児教育・保育無償化に対応するための保育システム改修事業の内容が記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明不足の点につきましては、質疑の中で補足させていただきますので、ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上で議案第46号、議案第44号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第45号、議案第47号、議案第48号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第8、議案第45号、日程第9、議案第47号、日程第10、議案第48号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第45号 訓子府町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書6ページです。

町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 議案書6ページです。

議案第45号 訓子府町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布されたことに伴いですね、令和元11月5日から、住民票および個人番号カードに申請した方に限り、現在の氏と、旧氏、一般的には結婚する前の、過去に称していた氏のことを言いますけれども、旧氏との併記ができることになりました。

今回の改正は、住民票の併記に合わせてですね、印鑑の登録、印鑑登録証明書に旧氏の併記することとし、また、あわせて、男女の別の記載を削除することの提案するものでございます。

訓子府町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和63年条例第10号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下でございますけれども、7ページに改正条文が記載されておりますが、その内容については、8ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

第2条は、印鑑の登録資格を規定しておりますが、字句の改正をするものでございます。

第3条は、登録印鑑の制限を規定しております。第2項第1号では、住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名の一部を組み合わせたもので表していないもので、印鑑登録を受けることができない規定になっておりまして、旧氏の併記ができることになったことから、このことを追加する規定の整備をするものでございます。

第2号では、登録できない印鑑の制限でありまして、氏名または通称以外の事項を表しているものの規定ですが、ここに旧氏を追加するものでございます。

第6条では、印鑑の登録の規定でございますけれども、印鑑の登録原票に印影の他、登録する事項を定めておりまして、第1項第4号は、氏に変更があった者の住民票に旧氏の記載がある場合は、氏名及び当該旧氏を追加して記載するものでございます。

そして、下段の方は、外国人住民に係る印鑑の登録についての規定ですが、ここは字句の改正になります。

また、新旧対照表、右側の欄の旧の欄の第6条第1項第6号で男女の別の記載をしているところなんですけれども、今回はこれを削除しまして、左の表の第6号、第7号は、号削除による繰り上げとなります。

続いて9ページです。

第12条です。第1項第3号では、印鑑登録の抹消の規定でございます。印鑑登録を受けている者が、転出や死亡、また、氏名や氏を変更したことを知った時に、登録を抹消する規定となっておりますが、住民票に記載されている旧氏を含むことを追加するものでございます。

13条は、印鑑登録証明書に記載することの規定ですが、氏に変更があった者の住民票に旧氏の記載がある場合は、氏名および当該旧氏を追加し、下段については、外国人住民に係る規定で字句の改正になります。

また、男女の別を記載しないことにするため、ここを削除しまして、3号、4号は号の繰り上げをするものでございます。

議案書7ページに戻っていただきたいと思っております。附則でありますけれども、この条例は令和元年11月5日から施行する。

以上、訓子府町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてその提案理由を説明を申し上げました。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第47号 定住自立圏形成協定の締結についての提案理由の説明を求めます。議案書37ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案第47号の提案説明をさせていただきます。

議案第47号 定住自立圏形成協定の締結について。

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通

知)に基づき、北見市との間において定住自立圏形成協定を次のとおり締結することについて、訓子府町定住自立圏形成協定の議決に関する条例(平成31年条例第6号)の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2月28日に北見市が北見市議会で中心市宣言をいたしましたけれども、本町が連携する定住自立圏は、北見市を中心とし置戸町、美幌町、津別町の1市4町で構成される圏域となります。

生活圏や経済圏が一体である北見市とのネットワークと連携をさらに強化し、この圏域が持つ地域資源と地域力を充実させ、将来にわたり住民が暮らし続け、魅力あふれる圏域とすることを目的に、中心市である北見市とそれぞれの市町の独自性を尊重し、また、共感と謙虚さを持つことを確認したところです。

なお、この本協定につきましては、4町は9月の定例会に同時提案し、北見市につきましては、10月の議会で提案することとなっております。

それでは、記以下の説明をさせていただきます。39ページをお開きください。

定住自立圏の形成に関する協定書。

相手方は北見市となります。

第1条は、目的で、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的としております。

第2条は、基本方針で、3条に定める政策分野の取り組みについて、相互分担と連携協力をするものとしております。

第3条は、連携する取り組みと役割分担で、連携して取り組む政策分野は、一つ目として、生活機能の強化に係る政策分野。二つ目として、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野。三つ目として圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の三つの政策分野とし、取組内容と役割は別表に定めるものとしております。

第4条は、事務執行の連携協力と費用負担で、事務執行は役割に応じて協力して執行することと、費用負担は受益の程度に応じて都度協議の上、決定、定めるものとしております。

第5条は、協定の変更で、協定を変更する場合はあらかじめ議会の議決を経るものとしております。

第6条は、協定の廃止で、廃止をしようとする場合も議会の議決を経ることとし、効力の失効に関する規定でございます。

第7条は、疑義の解決で、定めのない事項の処理や協定の規定に関して疑義が生じた場合は甲乙が協議して定めるものとしております。

41ページ以降は、3条に定める三つの政策分野の取組内容と役割について記載しているものです。

41ページから44ページの別表1は、生活機能の強化に係る政策分野で、医療、福祉、教育、産業振興、環境、防災、その他の7項目で取り組みを行うもの。

45ページから46ページの別表2は、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野で、地域公共交通、デジタルディバイドの解消に向けたICTインフラ整備、道路等の交通インフラの整備、地域生産者や消費者等の連携による地産池消、地域内外の住民との交流・移住促進、その他の6項目で取り組みを行うもの。

47ページの別表3は、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野で、人材育成、外部からの行政及び民間人材の確保、圏域内市町の職員等の交流の3項目で取り組みを行うものとしております。

以上、議案第47号について提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第48号 財産の処分についての提案理由の説明を求めます。議案書48ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 議案書48ページでございます。

議案第48号 財産の処分について、その提案理由を説明させていただきます。

次の財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記以下について、説明させていただきます。

事業名は、町有林生産素材販売（皆伐材）その1であります。

本件の伐採箇所は、駒里町有林36林班159小班、162小班、北見市西相内町有林36林班、6小班、北見市豊田町有林28林班217、219、220小林班の合計6.66haでございます。

処分の相手方につきましては、9月4日執行の入札において、6社に応札いただき、物林株式会社営業本部国産材営業部北海道営業室長、奥村克彦氏で、契約金額は、2,554万5,240円でございます。

予定価格につきましては、2,174万6千円となっております。

樹種別の売払材積でございますが、カラマツ2,536.773m³、トドマツ1.260m³、雑木80.753m³、合計で2,618.786m³でございます。

なお、用途別で申し上げますと用材が2,306.323m³、パルプ材が312.463m³となっております。

以上、議案第48号の提案理由を説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議案第45号、議案第47号、議案第48号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

ここで10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号

○議長（須河 徹君） この際、日程第11、認定第1号、日程第12、認定第2号、日程第13、認定第3号、日程第14、認定第4号、日程第15、認定第5号、日程第16、

認定第6号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号 平成30年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書52ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 認定第1号について、説明申し上げます。議案書52ページをお開きください。

認定第1号 平成30年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成30年度訓子府町一般会計歳入歳出決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものでございます。

平成30年度訓子府町一般会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありますけれども、本年8月9日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成30年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査の意見」をいただきました。

これを受け、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付すものでございます。

ここで、一般会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成30年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページをご覧いただきたいと存じます。

この表は、会計別決算額の総括表でございますが、一般会計では、決算額（B）欄にありますように、歳入が前年度比較3億3,707万631円、6.1%の増の58億9,265万5,643円、歳出は3億9,010万5,488円、7.3%増の57億2,159万9,515円となっております。

スポーツセンターの建設事業、青少年研修館の建設や幸栄団地の建設および長寿命化の修繕など、住環境の整備などが歳出の増額の主な要因となっております。

なお、収支差引残額は前年度比較5,303万4,857円減の1億7,105万6,128円となっております。

右側の欄に決算剰余金の処分内容を記載しておりますが、8千万円を財政調整基金に決算積立し、残り9,105万6,128円を翌年度に繰り越すこととしておりますが、その中には、6月の定例会で報告させていただきました繰越明許費に係る財源として1,246万3千円が含まれております。

なお、別冊で配付しております「平成30年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」につきましては、ご覧いただくこととし、説明は省略させていただきますが、予算の執行および財政運営は適正である旨、ご意見をいただいております。

以上、認定第1号 平成30年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について説明させていただきました。

ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、認定第2号 平成30年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書53ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 認定第2号について説明申し上げます。議案書の53ページをお開きください。

認定第2号 平成30年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成30年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成30年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で監査委員の審査に付したところではありますが、本年8月9日付文書をもって、監査委員から別冊のとおり「平成30年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき議会の認定をお願いするものであります。

ここで国民健康保険特別会計の決算概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております平成30年度訓子府町各会計決算報告書の1ページ、上から2段目の国民健康保険特別会計の欄をご覧くださいと存じます。決算額(B)欄、歳入8億3,514万3,294円、歳出8億3,234万7,906円となっており、備考欄に記載のとおり、この収支差引残額279万5,388円のうち、279万5千円を財政調整基金に決算積立をし、残りの端数388円を翌年度へ繰り越しております。

以上が平成30年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(須河 徹君) 次に、認定第3号 平成30年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書54ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監(今田朝幸君) 続きまして、認定第3号について、説明申し上げます。議案書の54ページをお開きください。

認定第3号 平成30年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成30年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき別冊のとおり認定に付するものであります。

平成30年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で監査委員の審査に付したところではありますが、本年8月9日付文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成30年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで後期高齢者医療特別会計の決算の概要説明を申し上げますので、別冊で配付しております「平成30年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から3段目、後期高齢者医療特別会計の欄をご覧くださいと存じます。決算額(B)欄、歳入8,538万9,979円、歳出8,534万8,199円で備考欄に記載のとおりこの収支差引残額4万1,780円を翌年度へ繰り越しております。

以上が平成30年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要でございます。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(須河 徹君) 次に、認定第4号 平成30年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書55ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 認定第4号について説明申し上げます。議案書の55ページをお開きください。

認定第4号 平成30年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成30年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき別冊のとおり認定に付するものであります。

平成30年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところではありますが、本年8月9日付文書をもって、監査委員から別冊のとおり「平成30年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき議会の認定をお願いするものであります。

ここで介護保険特別会計の決算概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成30年度訓子府町各会計決算報告書」1ページ、上から4段目、介護保険特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。決算額（B）欄、歳入5億5,919万9,082円、歳出5億5,130万6,472円となっており、備考欄に記載のとおり収支差引残額789万2,610円は全額翌年度へ繰り越しております。

以上が平成30年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、認定第5号 平成30年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書56ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） 認定第5号について、ご説明いたします。議案書56ページになります。

認定第5号 平成30年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成30年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき別冊のとおり認定に付すものであります。

平成30年度の歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で監査委員の監査に付したところ、別冊のとおり「各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき議会の認定をお願いするものであります。

ここで下水道事業特別会計の決算の概要をご説明いたしますので、別冊で配付の各会計決算報告書の1ページをご覧ください。一番下段になりますけれども、下水道事業特別会計では、決算額（B）欄にありますように、歳入歳出ともに1億8,054万6,332円と同額になっておりますが、これにつきましては、歳入の不足分を一般会計から繰り入れを行ったものとなっております。

以上、平成30年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、認定第6号 平成30年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書57ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（原口周司君） 認定第6号についてご説明いたします。議案書の57ペ

ージになります。

認定第6号 平成30年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

水道事業会計の決算に伴う剰余金の処分を地方公営企業法の規定に基づき、別冊水道事業決算書5ページの剰余金処分計算書案のとおり処分し、あわせて決算を別冊のとおり認定に付すものであります。

平成30年度の決算につきましては、本年3月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で監査委員の審査に付したところ、監査委員から別冊のとおり「水道事業会計決算審査意見書」をいただきましたので、地方公営企業法の規定に基づき議会における剰余金処分の議決と合わせて決算認定をお願いするものであります。

それでは、平成30年度の決算について、別冊で配付しております水道事業決算書で概要を説明させていただきます。決算書の1ページをお開きください。まず収益的収支及び支出の収入については、営業収益、営業外収益、特別利益をあわせた水道事業収益の決算額は1億7,148万5,327円となります。

次に、支出につきましては、営業費用、営業外費用をあわせた水道事業費の決算額は消費税を含め1億3,336万6,890円となっております。

次に、2ページをお開きください。

資本的収支及び支出の収入については、企業債、補助金、補償金をあわせた資本的収入の決算額が9,748万1,922円となります。

次に、支出につきましては、建設改良費、企業債償還金をあわせた資本的支出の決算額は消費税を含め1億2,978万5,280円となっております。

なお、資本的収入額の資本的支出に不足する3,230万3,358円の補填につきましては、欄外の下に括弧書きで記載しておりますが、過年度分損益勘定保留資金と当該年度分消費税及び地方消費税、資本的支出調整額で補填しております。

次に、3ページの損益計算書でございますが、これは一営業期間における企業の経営成績を示すもので、1ページの収益的支出の税抜の処理後の数値となります。下から3段目にありますとおり当年度純利益は2,973万5,495円となり、平成30年度は黒字決算であります。

次に、5ページをお開きください。

平成30年度訓子府町水道事業剰余金処分計算書案でございますが、平成30年度の決算において純利益が生じたことから、2,973万5,495円を企業債の償還に充てる減債基金に全額を積み立て、あわせて定期預金3,400万円を資本金に組み入れるものでございます。

以上が平成30年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の概要でございます。ご審議の上、剰余金の処分のご決定および決算の認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上で、認定第1号から認定第6号までの一括議題の提案理由の説明が終わりました。

◎議事日程の変更

○議長（須河 徹君） ここで議事について、議会運営委員長と副議長との協議のために、

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長と副議長との協議の結果、日程の順序を変更し、日程第11、認定第1号から日程第16、認定第6号までの一括議題の質疑および日程第18、報告第9号、日程第19、報告第10号、日程第20、報告第11号ならびに日程第21、議員の派遣についてを先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第11、認定第1号から日程第16、認定第6号までの一括議題の質疑および日程第18、報告第9号、日程第19、報告第10号、日程第20、報告第11号ならびに日程第21、議員の派遣についての件を先に審議することに決定いたしました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、
認定第6号

○議長（須河 徹君） これより提案理由の説明が終わっております一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては議事進行上、指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、認定第1号の質疑を許します。議案書52ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようなので、認定第1号の質疑を終了いたします。

次に、認定第2号の質疑を許します。議案書53ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号の質疑を許します。議案書54ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第4号の質疑を許します。議案書55ページ。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。
次に、認定第5号の質疑を許します。議案書56ページ。
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。
次に、認定第6号の質疑を許します。議案書57ページ。
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了いたします。
以上をもって質疑を終了いたします。

◎決算審査特別委員会設置

○議長(須河 徹君) お諮りいたします。

認定第1号から認定第6号につきましては、訓子府町議会委員会条例第5条の規定に基づき、4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

なお、審査については、議会の閉会中も行うことができるものといたします。

また、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検閲検査ができることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

委員の選任については、訓子府町議会委員会条例第7条第4項の規定により、2番、泉愉美君、3番、工藤弘喜君、9番、仁木義人君、10番、西山由美子君をそれぞれ指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

決算審査特別委員会の開催のため、ここで11時20分まで休憩といたします。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時20分

○議長(須河 徹君) 休憩前に戻り、会議を継続いたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開き、正副委員長および審査期間が決定いたしましたの

で、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） それでは、ご報告いたします。決算審査特別委員会委員長に工藤委員、副委員長に仁木委員と決定いたしました。

また、審査期間は令和元年10月31日木曜日から11月7日木曜日までの土日、祝日を除く5日間と決定いたしました。

以上です。

◎報告第9号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第18、報告第9号 平成30年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題といたします。議案書58ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 報告第9号について、ご報告申し上げます。議案書の58ページ、お聞きください。

報告第9号 平成30年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について。

平成30年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告するものでございます。

財政健全化及び経営健全化の比率につきましては、7月31日に監査委員による関係調書の審査を受け、8月9日付で「適正に把握・算出されている旨」意見をいただきましたので、その意見を付し報告するものでございます。

それでは、記以下の一覧に従い、各比率の説明をさせていただきます。

まず、1. 財政健全化の比率についてでございますが、①の実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が黒字でありますので赤字比率は発生しておりません。従いまして「ハイフン」表示としております。

次に、②の連結実質赤字比率につきましては、一般会計および特別会計である国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計のそれぞれについて、実質収支が黒字であります。また、水道事業会計と下水道事業特別会計における資金不足も発生しておりませんので、赤字比率は発生しておりません。従いまして、この比率についても「ハイフン」として表示しております。

次に、③の実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の25%を下回る6.2%で昨年度の6.6%から0.4ポイント改善しております。

実質公債費比率につきましては、実質の公債費を分子に、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す標準財政規模等を分母において算定し、過去3か年平均の比率となりますが、実質の公債費が29年度と比べ約600万円減少したこと等が改善の理由となっております。

また、単年度の比率で見ますと、28年度6.8%、29年度は6.1%、30年度は6.0%と改善されております。

参考までに、他の自治体も改善しておりまして、平成29年度の全道平均値は7.3%となっております。当町につきましては平均値よりもやや上位の位置にあると言えます。

次に、将来負担比率につきましては、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額など、将来負担額のそれぞれ充当可能な財源が16億100万円上回ったことにより、将来負担率が発生しておりませんので、こちらにも「ハイフン」表示としております。

2の経営健全化の比率につきましては、公営企業に分類されます下水道事業特別会計と水道事業会計の資金不足の比率となっております。

この資金不足につきましては、先ほど、連結実質赤字比率のところで説明したとおり、①の下水道会計につきましては、収支不足額を一般会計繰出金で補填している関係上、資金不足は出ておりませんし、②の水道事業会計につきましても、流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は発生しておりませんので、それぞれ「ハイフン」表示としております。

次に、3の監査委員の平成30年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の審査意見についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項において、財政健全化判断比率及び資金不足比率については監査委員の審査を付し、議会に報告することが規定されております。

別紙として、次のページ以降に審査意見の写しを添付しておりますが、これについてはご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきます。

以上、報告第9号、平成30年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、説明をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（須河 徹君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第10号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第19、報告第10号 財政的援助団体の監査結果報告についてを議題といたします。議案書64ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） 議案書の64ページをお開き願います。

報告第10号 財政的援助団体の監査結果報告について。

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体の監査について、監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和元年9月10日提出

訓子府町議会議長 須河 徹

次のページ、65ページをご覧いただきたいと思っております。

令和元年8月9日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

訓子府町監査委員 平塚 晴康

訓子府町監査委員 河端 芳恵

平成30年度財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体の監査結果について、次のとおり報告します。

記

- 1 監査実施団体名 特定非営利活動法人シトレイン
- 2 監査実施年月日 令和元年8月1日
- 3 財政的援助種目 もりの風運営費補助金
補助金額 2,000,000円
- 4 監査の結果 補助金に関する事務について、適正に執行されていることを認めます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第11号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第20、報告第11号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書66ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） 議案書の66ページをお願いします。

報告第11号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

令和元年9月10日提出

訓子府町議会議長 須河 徹

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和元年7月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和元年7月10日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次のページ、67ページ、68ページにつきましては、説明を省略させていただきました、69ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和元年8月9日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和元年8月9日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次のページ、70ページ、71ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。続きまして、本日追加で配付させていただきました9月分の例月出納検

査結果報告についてご説明申し上げます。72ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和元年9月9日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府議会議長 須河 徹 様

令和元年9月9日

訓子府町監査委員 平塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次のページの73ページ、74ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

◎議員の派遣について

○議長（須河 徹君） 次に、日程第21、議員の派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。

議員の派遣の件については、別紙のとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。お諮りいたします。

ただいま、議決いたしました議員派遣の件で、後日、変更等があった場合、その決定については、議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、後日、変更等があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から一般質問を行いますので、ご参集願います。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第17、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは一般質問の発言を許します。

7番、山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田です。一般質問通告書に沿いまして質問をしたいと思いをします。

町の事業決定に向けた民意の把握法および「まちづくり推進会議」の運用についてお尋ねをしたいと思いをします。

「まちづくり推進会議」の第1回目が開催されまして、新しい制度がスタートしました。新制度は同会議からの提言だけでなく、一般町民からの意見による事業実施等の道も示されたものであります。

一方では、新制度が町民には十分浸透していないなど、町民の声が事業決定に真に反映されるかは、今後の運用にかかっていると云えます。

町民の声が行政に十分反映されることを願い、伺ってまいりたいと思いをします。

一つ、近頃行った「コミュニティ団地整備需要調査」の狙いと結果の活用法などについて。

2、町長提案の事業案と「まちづくり推進会議」や町民からの提案の取り扱い方の特徴について伺います。

3、「まちづくり推進会議」へ一般町民の声をつなぐための積極的な行政の対応について伺います。

四つ目、民意尊重の視点に立った今後の「まちづくり推進会議」の運用の見直しについて伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町の事業決定に向けた民意の把握法及び『まちづくり推進会議』の運用について」4点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1点目の『「コミュニティ団地整備需要調査」の狙いと結果の活用法などについて』のお尋ねがございました。

今年の第2回定例町議会の河端議員からの一般質問でも回答させていただいておりますが、現在、本町では、高齢者世帯が安心して暮らせる住宅への住み替え希望や、町外からの移住希望など、さまざまな要因から住宅への需要が高まっており、こうした需要に応えるため、本町では、若者世帯から高齢者世帯まで、各世代が交流しながら快適に暮らすことができるコミュニティ団地整備の検討を進めているところであります。

この検討の一環として今年7月に、施設入所者等を除く65歳以上の高齢者の方と、町内の比較的従業員の多い事業所に勤務されている方を対象に、高齢者の住み替え需要や町内移住希望等の把握と、このコミュニティ団地整備に関するご意見等を伺っております。

この調査につきましては、現在、集計分析作業を行っており、詳細な分析結果は出ておりませんが、このコミュニティ団地整備計画に関する問いに対し、「良いと思う」または「やや良いと思う」の回答が5割以上となっており、一定程度のニーズがあるものと理解しております。

今後、この調査結果や先進地の状況等の把握も踏まえ、この構想を具体化してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

2点目に「町長提案の事業案と『まちづくり推進会議』や町民からの提案の取り扱い方の特徴について」のお尋ねがございました。

本町では、町民主体のまちづくりの実現に向けて、本年3月に議会の議決をいただき、「訓子府町まちづくり町民参加条例」および「訓子府町まちづくり推進会議条例」を施行いたしました。これらの条例は、まちづくりへの町民参加を推進し、町民に寄り添ったまちづくりを進めていくことを目的としております。

まちづくり推進会議条例では、会議で協議する事項について規定しておりますが、大きく二つに分けることができます。

一つ目は、町長が発議するもの、二つ目は、会議が発議するものでございます。

条例の中で、一つ目の町長が発議するものにつきましては、「会議は、町長の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、その結果について町長に意見を述べるができる」とし、まちづくり町民参加条例で規定する町民参加手続を行う町の仕事および町民参加手続を経ない町民からの提案、要望等のうち、町長が特に協議が必要と判断するものなどについて、会議で協議していただくこととなります。

二つ目の会議が発議するものにつきましては、会議は、一つ目の町長の発議の他、必要と認める事項について協議し、その結果について町長に意見を述べるができるとし、まちづくり推進会議が協議する必要があると認めた事項については協議することができることとしました。

両者の取り扱い方の特徴としましては、町長が発議するものについては、計画の策定、条例の制定、公共施設の設置の他、町民の関心が高いものや町民生活への影響が大きいものなどを対象としています。

町長からの会議への提案の選定にあたっては、事業規模、政策的要素、社会問題化して住民の関心が高い、広く住民に密着している、委員同士の意見交換をすることで多様な意見を聴取しやすいなどいくつかの観点を組み合わせ、町長が総合的に判断して選定します。

一方、会議が発議するものについては、会議の委員を含め町民の立場、目線から提案や要望があった場合に、まちづくり推進会議が協議する必要があると判断した場合に協議することとなります。

3点目に「『まちづくり推進会議』へ一般町民の声をつなぐための積極的な行政の対応について」のお尋ねがございました。

まちづくり町民参加条例では、町民の声を町政に反映させるため、町民参加手続として審議会等、まちづくり意見募集、まちづくりトーク、アンケート調査など、さまざまな方法を明記しており、また、その他の町民参加手続には、従来から実施している夜間町長室や車座トークも含まれております。二つの条例の制定により町民参加の制度化を図り、町民の声をお聴きする選択肢が増えましたので、取り扱う案件により効果的な方法を選択し、実施していきたいと考えております。

なお、まちづくり推進会議につきましては、そういった町民参加手続のうちの一つと位置付けており、先ほど申し上げました、委員同士の意見交換により意見聴取をすることが効果的と思われる場合に選択することとなります。

こうした制度が設けられていることにつきまして、今後も町民の皆さまへの周知に努めてまいります。

4点目に「民意尊重の視点に立った今後の『まちづくり推進会議』の運用の見直しについて」のお尋ねがございました。

まちづくり推進会議につきましては、町民主体のまちづくりの実現に向けた取り組みの一つであり、まちづくり町民参加条例と一体的に運用していく必要がありますが、今後より一層の推進を図り、町民に寄り添ったまちづくりを進めていきたいと考えております。

また、お尋ねのありました運用の見直しにつきましては、まだスタートしたばかりでもあり、現段階では考えておりませんが、今後進めていく中で見直しの必要が生じた場合につきましては、検討したいと考えております。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 答弁いただきましたので、再質問をしてみたいと思います。

小項目の一つ目のコミュニティ団地整備需要調査の関係でございますけれども、町では、町ではというか、アンケート調査の前文にですね、町では若者世帯から高齢者世帯まで各世代が交流しながら快適に暮らすことができるコミュニティ団地の検討を進めているとうたっております。検討段階なんだろうな、でも今の答弁を聞くと実施に向けて向かっていきたいということが明言されていますから、ある程度固まっているのかなって今この席でちょっと思いました。それでこのアンケートを実施するまでにですね、庁内での検討はどのように行われたのか、概要でお願いをしたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、この検討の概要についてのお尋ねがございました。

この検討の概要につきましては、役場関係課が集まりまして、住宅に関する課、建設課が中心となりまして、企画財政課、これは空き家住宅の関係やっております。それから福祉保健課、これは高齢者の主にやっております。それから教育委員会の子ども未来課、これは子育て世帯ということで、その辺の住宅需要の加えて、この4課、全部で建設課も入れまして4課ですね、集まって検討を重ねてきております。そこで今年、建設課の方から去年の秋ぐらいから検討を始めまして、プロジェクトチームですか、関係課集めて入ったのは今年に入ってからでございますけれども、今年の2月からスタートして全部で4回検討を重ねてきております。そういった中でどういう住宅がニーズが必要なのかということをいろいろ各担当課からの話を聞きまして、そうした中で、今一番やっぱり高齢者が安心して暮らす住宅整備が第一でないかということで、この構想を立てた経過ありまして、こういったことから、まずは高齢者を中心に意見を聞こうということと合わせて町外からの需要がどれぐらいあるのかということで、主な事業所からもですね意見を聞いて、このアンケートをとった次第でございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 今、課長の話聞いていると、私は想定している以上に考えていた以上に検討を重ねているのかなと思って、ある意味、良いことですし、私も長い間、高

年齢の問題だとか人口、定住の問題はもう繰り返し主張してきておりますから、この事業そのものにうんぬんというものはありませんけども、続けて2、3、お聞きしたいと思います。

4課が集まって、4回検討を重ねたということでもあります。ここにアンケートの用紙そのものがありますけども、これにかがみが付いています。設問が七つがありますけども、これは私の感想であると同時に複数の町民の方から私のところに届いた意見、感想でもあるんですけども、アンケートを回答する側から言わせてもらえば、この七つの設問からはですね、この新事業に対してのイメージが全然湧かないというか、湧き方が弱いというかですね、思うんですね、例えば事業内容の場所だとか規模だとか事業費だとか入居費用というんですか、使用料というんですか、そういう少し具体的なものが示されない中で聞かれてもですね、なかなか意見を言えないと思います。正直言って全然湧かないですよ、正直どんな住宅か、これ昨日なんですけど、僕、床屋行ってきたんですよ、議会があるから。そこでお客さん来てたんですよ、そしたら私からは絶対町民の方に町の仕事のことをこう聞くことはまずそういうお店でなんて聞くことはないんですけど、そこ私が終わるのを待ってたお客さんがいみじくも私と同じようなことを言われました。それでその方が言うには、このアンケートをしたことによって、今の答弁でもありましたよね、これを参考に事業実施に向けて向かいたい。これで何がわかるんですか。町長これで何が把握できて、どういう分析できるのか、町長ちょっと聞きたいんですけども。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、このアンケート調査で何がわかるかということのご質問かと思っておりますけども、今回の調査につきましては、このコミュニティ団地の構想ということで、あくまでも構想ということで、ご意見を聞いたということと、まず第一にどのぐらいの町民の方といますか高齢者の方がどのぐらいですね、住宅に住み替え希望されているかという、そのニーズの把握がまず第一だということとで考えておまして、まずそのニーズ、実際にいい案だとしても、実際に住む方がいないとか、皆さん施設に、いい案だけでも施設に入りたいとか、そういう需要ですか、の方が多ければ、これは検討もできないということになりますので、まずそのニーズの把握をするということとを第一の主眼に置いて聞いたのとそれに合わせ、この構想はどうかということと両面で聞いたということありますので、少し具体的なものは、ちょっとこれからということになりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） この事業のさわりの部分というか、導入の部分の町民の何て言うんですか、考え方を聞いたものだからこのような設問になったというのは今答弁だったと思います。ということは、さっきの答弁、町長の答弁ではもうこれに向かっていきたいなんていうことをおっしゃってましたんで、やることは大体決まっているのかな、行政としては。わかりませんけども。そうするとどのような住宅にしていくかということ、これからも調査していくということなんですかね。今、課長の答弁では事業の大まかなことを示して意見を聞きたかったと。今後詰めていくということですから、詰めていく段階でまた意見を聞くのかと思いますけどもね、こういう新しい事業、そして一定の規模、事業費がかかるもの、そして町民の生活に直結するものをしようとするんですから、このアン

ケートだけで進むということは、ちょっといかがかなと思います。それと今後アンケートをもう1回、アンケートなり民意を聞くステップを踏むのかということの一つとそれと65歳と事業所に勤められている比較的勤労世代だと思いますから、比較的若い方を対象にしたということでもありますけども、このような新しい大きい事業をする時は町の財政に関わることで全納税者といいますか、言い方変えると全町民の意見を聞くことも非常に大切でないかなと思うんですよね、私はスポーツセンターはじめ、いろいろな世論が分かれている、考え方が町民の間でも賛否に分かれているような事業をする時はですね、直接町民の意見を何らかの方法で取ることが望ましいということをお話してきてきましたから、そういうことからしても、この具体的なコミュニティ団地整備事業という事業が少しずつ歩き出している、もうずっと歩き出して遠くへ行くんじゃないで、歩き出した適当な時点でやはり民意をしっかりと把握して、そのデータを集めて行政の判断につながっていくようなことをしないとですね、また私が顔をしかめてですね、指摘しなければならぬことになるんでないかなと思っております。町長いかがですか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 多くの町民の意見を聞けということでもありますけれども、山田議員の4年間の議員活動を聞いて、私の答弁を再三聞いていると思うんです、住宅政策というのは、若い人の住宅が足りない。企業に関する住宅が足りない。さらにまた農家をやっていて、農家をやめて一人だけになった時に除雪もできない、そういう人たちが町の中に来て住宅を建てるということが必要なんだという意見は、だから、私自身はシルバーハウジングの話をしたことがあると思う。それは1階に高齢者が住んで2階に若者が住んで、そして若い人たちが、若者、年寄り、高齢者の人たちのある種の面倒、除雪等々も含めてやれるような、そういうシルバーハウジングっていうのは道内にも何か所かありますから、そういったことが必要なんではないか。その上で職員たちが関係課が集まって協議を重ねて、本当に町長の提案、言っていたことが妥当なのかどうかということも含めて検討をしたというふうに私は聞いています。すなわちそれは今の若い人たちが本当に2階に住んで年寄りたちの面倒をみるんだらうかと。除雪も逆に年寄りがするようになるんじゃないんだらうかと。それから子育て世代が2階にいたら、音が子育てや何かの音が遮られて年寄りたちがかえって困るんでないのかと。こういう住宅構想っていうのは、やっぱり町長もう1回検討する必要があるんでないのかという、これは陸別や鶴居村だったと思いますけど、行ってみたりしても、やっぱりそういう課題というのはあると。そうするとこれからの住宅っていうのは、どういう形でしなきゃいけないのかと。もう一つやっぱり出てきて、今、津別でやっていますけども、コミュニティ住宅です。すなわち真ん中に交流ゾーンがあって、そして向き合うという、そういう住宅構想はどうなんだらうかということでありました。これはある意味では、ここの図を、私もこれ調査に参加していますから、65歳以上で、これ読ませてもらいましたが、妻も読ませてもらって、いろんな人からもご意見いただきました。こういう発想というのは、公営住宅とか町営住宅に今までなかった。すなわち大体同じ方向を向いて町営住宅というのは建っている訳です。だからそういう意味では世代間を横で連携しつつ、そして向かい合わせでも連携しながら、そこで交流ができるようなコミュニティっていう団地が必要なんでないのかと。しかしそれにしても町民の意見がやっぱり聞いてみると。実態を把握してみると。いったい企業に勤めてい

る人で北見に住んでいる人がどれぐらいの人が希望するのかと。さらにまた65歳以上の人がこういう構想に対してどう思うかということ把握しようというところからスタートした。これはこれがイコールやるということというよりも、改めてこれは検討の素材だと。そうするとこの住宅、概ね賛成だという人が多い。これを受けて我々がどんな団地構想や、あるいは住宅構想を作り上げていくのか。今までは住宅が足りない、所得制限がある、そして足りないから農業試験場や高校の住宅を買わせてもらうということもやった。それから企業によって建てていただいて、そして2棟8戸の住宅を建てた。数多い方法をやりながら、これからの今、幸栄団地の建て替えが、あるいは修繕が終わりますから、含めてこれらについての検討の一つの大事な素材として、このアンケートを行ったということです。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 今、町長の答弁を聞いてると、いろいろな少し踏み込んだというか、先進地の事例も含めて、いろいろ検討された話も含めてあると。そのことをですね、その少し具体的なことをなしてこれに書けないのかなと私は言っているんですよ。今、町長の説明を聞くと、ある程度イメージ湧きます。そのことを私が言っているし、町民の皆さんが言っているんだと思いますよ。人にものを聞く時はですね、やっぱり条件を提示してどうだということをお尋ねしなければ、答えようがないということを繰り返し言っている訳でして、今、町長の話の聞くとああそうかと、聞いた人はなるほどなということにもなるかと思えますんでね、それとまだ決定していないと、だけど50%を超える一定の支持があるようだからということも言われてると。そうであるならば、なおさらのこと、折をみて、もう少し検討進んだ時点で町民の意見を直接聞いてほしい。いくら行政や議会がですね、あなたたちのためを考えて、このような素晴らしい住宅を作ったんですと言ったってですね、やはり意見を聞いた後にできたものには劣る訳ですからね、同じもの作ってもそうですよ、意見を聞いて同じものを作るのと、これいいもの用意してやったから理解してくださいというのでは、違うと思えますんで、このことばかりやってられませんので、最後に折に触れて、また民意の把握をするか、短くお答えください。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ちょっと時間ないからね、山田議員と論争するつもりは今ここではありませんから、あれですけども、私たちは少なくとも30%以上の回答があったということは、それは町民のニーズが具体的な段階に入る前にどういうことを考えているのかということ把握したかった。これから今、議員がおっしゃるように料金の問題とか位置の問題とか、こういう具体性の問題というのは前に進めるということの前提でありますから、それは町民の全体のアンケートにするのか、まちづくり推進会議になるのかということとは別としても、現時点では間違いなく意見を聞くということよりもね、そういう方向でね、私たちは仕事を進めなければならないということでもあります。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 各条件は事業推進の条件だという話ありましたが、あえて最後に言わせていただくと、もちろんそのとおりですけども、町民の意見を聞く前提だと私はあえて強調しておきたいと思えます。再度されるかということについては答弁ありませんでしたから、時間なくなりますけども、おそらくされるんだろうなと。されないで、

またこの大きな事業が進むとろくなことにならないなど心配をしております。

それでは、2番目に入りたいと思います。

町長提案の事業案とまちづくり推進会議や町民からの提案の取り扱いについての特徴について、ご答弁ありましたけども、今までの古い、旧推進会議は町長が司会をして発言者を指名するというような、ちょっとやや異常な運営でしたんで、やっとあの住民自治の当たり前のスタイルになったなど。この改正点は評価したいと思います。それで1回目で目新しい事業でありましたけども、通学路の防犯カメラの設置事業が行政から提案あったと。この事業はですね、皆さん子ども大切に思っていますし、子どもの安全を繰り返し今までいろんな議員が言ってきた。町民からの要望もあるだろうという点では民意が割れる心配はほとんどない。個人情報心配あると言っていましたけども、それはあまりここではそういう大きな課題にはならないだろうという中で事業費もそんなにかからないだろうと想定していますが、この事業が推進会議に町長の方から提案されたということは、裏返しで言えば、ほぼ小さなものを除き、すべての事業は推進会議を通るというか、推進会議に出すということよろしいですか、まず、お聞きします。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 今、すべての事業を提案されるのかというご質問がございましたが、すべての事業というよりも先ほど申したとおりですね、答弁させていただいたとおりですね、事業規模ですとか、町民の関心が高いとかですね、社会問題化しているとか、特にそういったものを選定してですね、推進会議の方に提案するといったことございます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） そうするとカメラの問題は今、課長が言われた条件のどれに当たったのかわかりませんが、かけることを私はもう積極的にした方がいいという立場ですから、町民の意見を聞いたほうがいいと思っている側ですから、かけたことは全然何ら指摘をする気はない。ただ、何度も言うように、なるべく多くの事業、全部はあげられませんよ、確かにね、小さなものとか事業費が小さいものはあげられないけども、新しいもの、町民が聞き慣れないような事業、そういうものはぜひあげていく、これは前例ができたんでないかなと私は思っております。ところがですね、ところがというか、この表、課長の方で作られたね、推進会議にはルートが三つあると、提案するのは、町長がストレートに出すもの、あと町民の皆さんから町長を通して出てくるもの、それと町民から推進会議を通して出てくるもの、こう三つあるって説明ありました。よく見るとですね、必要に応じて書いてあるんですね、町長が必要と思わなかったら、いくら町民が提案しても提案がどっかに飛んでいってしまう可能性を示唆しているんですよ、これ正直言って。いわゆる、いわゆる回避する、言葉選ばないと怒られちゃいますから、提案を回避するルートをちゃんと条件を用意されている。しかも曖昧です。必要に応じて。この必要は何かというと、今、課長が言った事業の大きなものとか、影響のあるもの、意見の分かれるようなものということなんだと思います。理解したら、それにしてもですね、必要に応じてなんですよ、そして必要に応じての主語は誰かといったら町長なんです。あるいは行政、役場。町民でないです。町民はだって必要だと思って提案するんですからね。私はこのことを言いたいんですよ。やっぱり町民から出てきたこのBとCのルートぐらいはね、この必要

に応じてなんていう条件を外してもらいたい。だって町民が必要と思っても町では課長が言った条件で小さいと思ってみたりね、町民への影響が、社会影響が少ないなと思ってみたりできる訳ですから、このBとCは出てきたら素直にかけるということをしないと、町民参加、町民主役とって、12年もかけて鳴り物入りで出てきた新しいこの町民参加とか、まちづくり推進会議の趣旨にもとるんでないですか。どうですか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 必要に応じてということで、町長の恣意的なものが入るのではないかとご指摘だと思います。一つこちらから総合的に判断してかけるという基準は曖昧ですが、ある程度先ほど申したとおりの中で諮っていくということと、今回、推進会議の方からもですね、委員から議題に対してですね、提案するルートも作っておりますので、そちらについては会議の中で、まちづくり推進会議の中で協議するかどうかということも諮ってもらって諮るといったルートもございますので、そういった意味ではですね、町からの一方通行というよりも町民からの双方向の道を作ったということでご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 私が使おうと思ったら角が立つ言葉を課長の方から恣意的という言葉を使われましたから、安心して使いますけども、そんなにね、へそ曲げて思っている訳でないんだ、要するに町民が考えてだよ、あるいはグループが考えて提案してくるんですよ、手間暇かけて、この制度ができたからってって、だから、それぐらいは、それぐらいは拾い上げてね、審議しなかったら何のための参加条例ですか、何のための推進会議条例ですかって言っていることだけです。もう町長はもう私の言っていること賛成してくれると思いますよ、そんなへんちくりんなね、ポンコツな案が出てくるなんて私は町民に対して考えるの失礼だと思っているから、いいこと出てきますよ、苦勞して出してくるものは。それぐらい、それはもう間違いなくかけると明言していただきたい。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） もちろん変な意見というのは出てこないと思っておりますので、中身をですね、きちっと精査した中でですね、中できちっと協議して諮るかどうか検討したいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） なかなか町長に今回は答弁してもらえないんで、まどろっこしく思っておりますけども、時間の関係もありますし、多分、私は信じてます。町長がメインの公約として実施するまで12年間かかったんですよ、この優れた町長は。それだけ大事な公約ですこれ。はじめて町民参加をもう明文化された、もう本当に町民のためですね、新しい制度ですから、出てきて、町民の皆さん、グループから出てきた案を横におくなんてことは、町長が許さないとしますから、私はそれを信じてこの項目は終わりたいと思います。

三つ目に入ります。

まちづくり推進会議や一般町民の声をつなぐための方策。

○町長（菊池一春君） 答弁いいの。

○7番（山田日出夫君） いい答弁だったらお聞きしますけど、私、求めてませんからね。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 他に行く前にですね、二つちょっとお答えしといた方がいいと思います。

この間の防犯カメラの関係です。これはやっぱり社会的な不安が今、全国で子どもの事故が多すぎる。それで警察当局から私の方にぜひ防犯カメラを設置してほしいと。ついではその場所によっては私どもも行って説明をさせていただきたいという要請を受けました。これはですね、時間の関係もありましたから、PTA、全部のPTAだとか連Pの役員だけ、そういうだけではちょっと気になることもありますし、それから近隣町村は拒否です。置戸もどこの町も引き受けないんですよ、これ防犯カメラ、ということは思想信条や個人的な情報の確保といいたいでしょうか、守るということをやっぱり非常に警戒されているということでしょう。これはね、僕はね、逆に言うとそれでいいかと。むしろ逆にみんなに意見に付して、そして皆さん方の合意形成をきちんと諮っていかなきゃいけないということで、あの会議にかけました。時間の問題もあります。

それからもう1点ですね、例えばもう1件意見が出てきた訳です。この間、会議で、山田議員もずっといたと思いますから、南4線の舗装の問題です。ああいう意見というのはですね、結構これから出てくると思うんですよ、これは新しくなられた会長、副会長にその中身を含めてどうするかって事情聴取を受けました我々は。そしてその上であの会議であの4線の舗装について、拡幅舗装について、どうするかということを実意を、役員としての意見を述べたいと。その上でどうするかって。いろんなケースの中でですね、私が直接パブリックコメントを求めたり、地域で説明会をやったりということもこれからたくさん出てくると思うんです。ものによっては。原則的にはどんな意見でも何でもこいこいっていうだけではなくて、やっぱり私よりもむしろ推進会議の住民の代表の方々に委ねたいというふうに私は思っていますので、みんなで作り上げていきたいと考えているところでございます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 聞いてよかったです。三つ目に入ります。

全部関連しているんですね、皆さんもお聞きの方おわかりのように、まちづくり推進会議は議会とはちょっと違うけども、住民の代表であることは間違いない。主役は一般の町民の皆さんなんですね、5千人、5千ちよつとの、この方がこの新しい制度を今、町長が答弁されたことも含めて、うまく活用して町全体で今作っていきこうやという、これベースになる新しい仕組みを作られたということでもあります。だから一般の町民の方々が今、町長が例に出されたように推進会議に意見を言ったり、また直接町長に持ってきたり、いろいろな、そしてまた町長が感じたものを推進会議にかけたり、相互交通と言われたのかな、こう行ったり来たりするような複合的な情報なり考え方を交流していいものにしようということなんだろうと。これは理想であります。それでこの一般町民の声をどう生かしていくかという点では、ちょっとですね、別に役場出したものをケチ付けている訳じゃないですよ、これ出ました。詳しく広報に折り込まれた。私は出ているからわかります。ところが出てない人、出てない人のことを言えば、細かく言って悪いけど、ここにスペースありますよね、比較的スペース的な、そうするとこの推進会議とか参加条例のことをこれを出すたびにでもいいです。別な紙でもいいです。少しですね、もっとこう巻き込んでっ

ていったら失礼だね、町民にね、町民の人たちに理解をいただいて、これにつながってくるようなことになるようにぜひ努めてもらいたい。答弁をみさせてもらおうと今後それに向かって努力したいというような旨が書かれていますから、ぜひとも具体的な動きをしてほしい。ここの項目で一つだけ聞きます。紙も結構なんだけど、さっきから町長、耳痛いかもしれないけど、12年、12年とっています。それだけ大事な、時間のかかった公約です。これがスタートしたんですから、大きなことなんですよ実は。すごい大きなことだと僕捉えています。前向きにだよ、皮肉は入ってません、一切。それで直接町民にですね、町長も出席して、担当課長、担当者も参加してですね、折に触れてでいいんです。例えば地域の秋祭りだったかな、農耕が終わった時に集まりますね、ああいう時に直接語りかけて説明をすとかね、そういうこう一步踏み込んだPRなりをする予定はございますか。ぜひしてほしいという意味で言っております。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 広報につきまして、この制度の広報につきましてはですね、紙のほかにもということでございますけれども、どういうやり方がですね、効果的に伝え、町民の方に伝わるのかということですね、研究してまいりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） ぜひ、ご検討されて実践をしていただければありがたいな、ありがたいのは町民の皆さんだし、そこからまた返ってくる行政の皆さんもせっかく作った制度が円滑に動くという点でいいサイクルができるんじゃないかと思っておりますので、ぜひご検討をお願いをしておきたいと思っております。

最後の四つ目に入りたいと思っております。

これらの今までの質問、答弁を受けてですね、四つ目に私が用意したのは、この制度の今後の見直しについて質問しております。答弁はスタートしたばかりだから状況をみながらというような答弁だったと思っております。それで二つ、三つ、具体的なことを聞いてまいりたい。改正をしてほしいという観点からの質問をしたいと思っております。これらの制度、新しい制度は、まちづくり推進会議条例とかとまちづくり町民参加条例とそれに付随する各規則等の例規類で定められております。それで改正を私が口にする時は何々条例の第何条なんていう話になりますけれども、聞いた町民の皆さんは、ちょっと堅苦しくなってしまうので、具体的な項目で表現をしたいと思っておりますので、お聞き取りをいただきたいと思っております。

一つ目は、開催回数や開催時間、開催ということは時間ですから、はどうなんだろうなと考えてみた時に説明では年3回ということでありました。先ほど来、私が言っているようにA、B、Cのルートがあって、なるべく町民からのものは拾ってくださいよと、かけてくださいよと。町長も状況をみながら、どうのこうの、うんぬんかんぬんということでもありますから、件数はですね、結構なものに上るはずですよ。旧推進会議よりも遥かに内容の濃いというか、だってそれを求めて開くんですからね、開いているんですから、設置して、件数増える。そうすると各委員さんの負荷も増えると。もう簡単に想像できます。それで、私がちらっと思ったのは、ものによってですね、分科会というのか部会というのか、わかりません。言葉はともかく、分類したものを全員でやるのではなくて、やると。そうすると負荷も軽減できるし、審議も協議も検討も深まるだろうと。そして一定の判断とい

うか結論を全体会議にまとめていくというようなことをこれは必要なんでないかな。これだけでないかもしれませんが、そのようなことはもう今の現状でも可能性としてはあるのかも含めて、短くで結構ですけどお願いします。開催の仕方の改革です。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 部会っていうんですか、そういったことも含めて開催の工夫をしたらどうかというご提案だったと思います。推進会議の中にですね、部会というのも定めてございますので、ご提案あったことも含めてですね、部会も活用しながらですね、よりよい議論ができるように努めてまいりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） ありましたね、私もそれ知っていて聞いているんですけども、それで具体的に私が言ったのは、件数が増えるだろうと。種類も増えるだろうと。そうすると委員さんの負荷もかかる、時間もかかるんで、効率的にいいサイクルができて、町民に答えが返っていきけるサイクルを短くするためにも、これ必然でないかなと思っておりますので、ぜひ部会を活用をいただけたらいいかなと、単なる私の思い付きであります。

二つ目に入ります。議会もそうなんですけども、代表制ですよこれ。議会は間接民主制の最たるもので、五千数百いる町民の中から、有権者だけでない場合もありますけど、代表で選ばれてここに立っています。委員さんもそうなんです、一定のルールで選ばれた委員さん、ところが会議に出ると頭は個人、発言も個人ですよ、これは致し方のないこと。これを悪いと言っている訳ではない。これ駄目だと言ったら間接民主制そのものを否定することになりますから、そういうことではないんですけども、この推進会議とですね、町民を結ぶ方法、先ほども質問したけども、こんな考え方できないのかな。公開性の徹底。いや公開してるしょと、後ろに傍聴席作ってますよ、だけど8席しかありませんよ、この間、1回目、議員が座ったら、記者も来ていました。もう座るところありません。あの会場では。それでここを使うとかね、公民館の講堂を使うとか、方法はいろいろあると思いますけど、どうぞ町民の皆さん、ウエルカム、おいでくださいと、傍聴してください、そこからまずはじめなきゃならないと私は思いました。このあいだ出て。私がちょっと遅れていった訳じゃないよな、行ったんですけども、1席しか、横に記者が座ってましてね、そういう状況でした、とにかく。どうですか。公開性を徹底してはいただけませんかということですよ。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 公開性、ちょっと席が不足していたというですね、ちょっと不備合った点につきましてはですね、改善したいと思っておりますし、増やした中でですね、さらに足りない、もっといい場所があるのではないかとということが判断できればですね、またそういったことも前向きに考えていきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） あのね、あの会場は私的には駄目なんですよね、あそこで増やそうなんていうのは、狭小になるし、あの空気悪いですよ、本当にもう少しオープンな、町民を大事にしていますよ、皆さんの意見がここでこうやって審議され、大事にされてますよって姿勢を示したらいかがですかということをおっしゃいますんで、その物理の話じゃないんですよ、ぜひご検討されるということですから、もっとマインドも、マインドも

改善をしてほしいと。

次にですね、最後になろうかと思えます。目標の10分余らすがもう切れてしまいました。最後に一番の改正点の肝だと私は思っていることを最後に聞きたいと思えます。ある意味、曖昧な面も残しつつ、ちょっと心配なことでもあります。町民提案をですね、推進会議に諮るか、町長が決めたり、Cのルートでは推進会議が判断するというでもあります。推進会議の意見を、意見をというか、推進会議でみんなでこれを審議しようやという道もあるという中で、これは条例にこんなことは書いてないと思うんだけど、旧推進会議だったか、町長の発言を私忘れないんですけども、新になったら変わったっていうならいいですよ、いや、あくまでも参考意見だと、推進会議の意見、この時、町民のルートなかったから、判断は私が仕事にするかどうか決めますということ、これは変わったのかな、期待しているんですけど変わったと、期待しているんですけども、私はやっぱり町民や推進会議の意見は最大限尊重してですね、事業や事業計画の決定にあたるよう努めるぐらいのですね、マインドは、スピリッツというか、マインドはもっていただけなのかなと。これは条例にこんなことは書きませんから、あれですけども、これはもう町長しか答えれないと思えますけども、私の質問の趣旨はもう十分伝わったと思えますけども、民意を尊重して仕事にあたるスピリッツについてお聞きします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） やっぱりね、12年間の歩みをちゃんと見てほしい。どうして町長が全部の人の前で説明したり、課長が説明員で出てきたのか。最初は企画財政課だけだった。これも委員の中から自分たちの要望していることが町政に反映できるために各課長を呼んでほしい。そして町長は仕切るべきだと。そして今回は逆に言うと住民の皆さんの代表によって推進会議が進められると。町長は場所を外してくださいと。それは言いにくいということもあるでしょうから、しかしやっぱり町民に寄り添うということからいくと、時には要請する、あるいは来てもらう、そして意見を述べるということも推進会議の中では当然あることだということですから、私自身は今回が12年かかってやってきた歴史性、それは会場にしても然りである会場は非常にこじんまりしているようだけでも顔が見えるし意見がいいやすいと。あまり広いと言いにくいという意見も含めてですね、やっぱり変化の中であの会議が持たれてきたというふうに私は思っています。いずれにしてもこの推進会議は私自身が行政がより町民に寄り添う、これ住民自治を基調とするまちづくりを進めるための大事な組織だというふうに言っていますから、山田議員の心配するようなことはあってはならないというふうに私は思いますので、これからも作っていきたくい。そしてまだまだ改善しなきゃならないことはたくさんあります。町民に直接説明をする機会も制度化しなきゃいけないのももちろん思っていますし、これは議会基本条例も同じ悩みを持っていると僕は思うんですよ、一緒になって議会基本条例、まちづくり参加条例も含めてですね、やっぱりより町民主体のまちづくりのためにですね、議会も我々も行政側も努力しながら、そしてより多くの声を聞いていけるという状況をやっぱり作っていきたくい。こう思っていますので、ぜひまた、いろんな意味でお力添えをお願いしたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 町長は聞いていても答弁がうまいんで、うまくこう最後までめられますけども、あれですよ、会場の話も言われましたけど、顔を見えるとか何とかって

言ったって、ここだって見えるし、公民館の講堂だって見える訳です。私が言っているのは主役と言っている町民が座る場所ないですよ、その姿勢が町民主役と言っていることに疑問符を付けることになりませんかという余計な心配しているんです。余計なというか、一部の人言っていましたよ、やっぱり開かれた、仕組みから直せば自然とこう物事ついてくる面もありますんでね、今の町長の答弁にそういったことも含まれていると私は解釈しましたから、今この場で、ここで立ち止まっている暇はないんで、町長は前に進む、今一つの事例示されましたよね、直接地域の住民に説明をすることを明文化というようなことも言われましたから、立ち止まる気はないんだなど、そういう点では私と考え方、ある意味では前向きにやるという点では一致すると思いますんで、思いましたんで、100%満足はしてませんが、感じるものはありましたんで、協力し合って、まちづくりに進められたらと思います。わずか1分しか残りません。これで終わります。

○議長（須河 徹君） 町長。1分です。

○町長（菊池一春君） 山田議員が心配されるように会場はあふれるばかりの町民が参加して傍聴席が埋まるような状況をどう作っていくかと。私はそこを我々も努力する。そして町民の方に理解をいただいてというこれからの努力義務だというふうに思います。傍聴席たくさんあります。12年間町長やってますけども、あそこがびっしりなるぐらい集まるだなんてことは大変なことです。だから会場の設定の仕方うんぬんも含めて基本的には町民に開かれた場の提供ということもね、とても大事なことだと私は思いますので、さらに努力して議会と一緒に頑張って、立場は違いますが、こうしたことも前に進めていきたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 7番、山田日出夫君の質問が終わりました。ここで14時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時10分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、6番、西森信夫君の発言を許します。

西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 6番、西森です。通告書により一般質問を行います。

町が発行した「よくわかることしの仕事」の真意について、町長にお伺いをいたします。

現町長4期目町政がスタートして4か月ほど経ちますが、人口5千人を切り、過疎の町になりつつあります。

いつまでも安心し経済的、精神的な心配も少なく毎日この町で暮らすことの楽しさがあるって本当にこの町でよかった、終の居場所が訓子府だと思えることが一番の行政サービスと考えるところです。令和元年度、町発行の「ちょっといいね！」がたくさんあるまちくんねっふ、「よくわかることしの仕事」の冊子を手にし、どんなことが書かれているか目を通しました。そこで、次の点につき伺います。

一つ、予算も労力もかかっていると思いますが、この冊子の発行の狙いについて。

二つ目、なぜこのような編集にしたのか。

三つ目、この冊子をもって町民に何を伝えたいのか、お伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、町が発行した「よくわかることしの仕事」の真意について、3点のお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

1点目に「この冊子の予算と発行の狙いについて」のお尋ねがございました。

この冊子は、約45万円の経費をかけて作成しました。発刊の狙いですが、訓子府町まちづくり町民参加条例では、町民の皆さまへ、行政が持つ情報を積極的に提供することが、町の責任として明示されました。

予算を分かりやすくお伝えし、町民の皆さまが納められた税金等がどのように使われ、町がどのような事業を行うのかを知っていただくことで、町政へ関心を持ち、参画の機会となることが発刊の狙いがございます。

2点目に「編集の仕方について」のお尋ねがございました。

この冊子は、通常の予算書では伝えきれない内容をできるだけわかりやすくし、身近なものになるよう心掛け編集しました。

通常の予算書では、法令に基づいた予算科目に事業等が記載されていますが、予算は住民のものであるにもかかわらず、実態は理解しづらいものとなっております。

「よくわかることしの仕事」では、予算の全体像をグラフで表し、第6次訓子府町総合計画の重点プロジェクトや、子育て支援、農業、商業といった各事業を施策分野ごとに記載し、今年はどのような事業を行うのか分かりやすく理解いただけるように配慮し編集いたしました。

次に、3点目に「この冊子をもって何を伝えたいか」とのお尋ねがございました。

住民の福祉の増進を目的として各種行政サービス等を限られた財源のもとで推進するためには、優先的に取り組むべき事業などを明らかにし、効率的、効果的に予算編成を行う必要がございます。

今、お話ししたとおり、この冊子は、町の予算と事業内容を具体的にお示しすることで、町の財政状況や税金の使途に対する説明責任を果たすとともに、限られた財源がどのように使われ、今後どのように配分すべきかなどの議論の材料となり、予算を通じて広く町民の皆さまが町政の参画の第一歩につながるものと考えております。

予算は全ての町民のものであり、この冊子を通じて、町政へ関心を持ち、参画の契機となると同時に「まちのしごと」を理解していただくことをお伝えしたかったことであります。

町民の皆さまに町がどのような事業を行うのかを知っていただくことは、「町民が主役のまちづくり」には欠かせないものと考えております。

より多くの方に予算を通じて「まちのしごと」をご理解いただき、関心を持っていただけるよう、今後も内容等の改善を重ねてまいります。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） ただいま、お答えをいただきましたが、2点、3点、追加の質問をさせていただきます。

まず、この冊子なんですけど、非常に立派な冊子ができて、私も目を通しましたが、誇りに思っています。すごく訓子府としては立派なものできたなというふうに思うところで。ただ、何人かの町民の方から、俺は言えないけど、お前言ってくれと伝えられました。この中に町長がこう表紙に書いてあるんですね、発刊にあたりということで、お気づきの点があればご意見をいただきたいということで、自分では言わないけど、お前言ってくれと、議員だから言ってくれと言付^{ことづ}かってまいりましたが、まず年寄りには字がちっちゃくて読みづらいと。若い人にはたくさん書きすぎて読みづらいと。非常にいいことばかりなのかなと思ったら、悪いことが先に出てきました。手に取ったんだけど、表紙を見た時には子どもたちの非常にいい写真やなんかが出て、いいものだというふうに最初思って開けてみると、1枚目、2枚目めくると頭痛くなるわと。こんな数字お前わかるかというふうに何人かに言われました。それで、いや機会をみて、町長にも聞いてみますというようなことで答えましたが、今までも昨年までも作ってきたような気がします。こんな立派なものではないけど、それで町民のやっぱり関心のある人は目を通したんですね、で、今年はおお違^{ちが}うぞ、今までのとは違^{ちが}うぞということで、やっぱり見る人は見てたと。それで気が付いた人が私のところに言ってきたということでございますが、今まで作ったものと違って非常に何章にも分かれ、事細かく書いてあります。これ今までは本当に読んだら、ああ今年訓子府はこんないいことたくさんやるんだっていうのがわかると思うんですけど、非常に今言ったみたいに、年寄りには字が小さくて読みづらい、若い人にはたくさん書いて、もう見る気もなくなったと。ただ、私思うのには、1人でも多くの人に読んでもらうために、町政に関心のある方に呼んでももらうために作ったのか、町はこれだけの仕事を今年やりますよというPRのために作ったのか、そこら辺の真意をお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 答弁にもあったほかにですね、どういう目的だということ、今のご質問と絡めてお答えいたしますが、町の仕事がですね、なかなか通常の予算書等は非常に、あれだけ見たらですね、数字の羅列^{られつ}で全くわからないといったところだと思います。しかし予算は町民のものでありますから、できるだけわかりやすいようにということで事業で各施策分野ごとに載せたんですけども、それで町がですね、一体どれぐらいの仕事をしているかと。全体像がなかなかまたお示しできないということで、できるだけ多くここに載せたといったこととございます。ただそのことがですね、結果として情報量が多すぎてですね、わかりづらくなってしまったと。ちょっとなかなか加減が難しいところだなというご指摘を受けて思ったところとございます。ですので、そういったこともですね、踏まえて、今後検討していきたいなと思っております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 私も町民の方と話した時には作れば作ったであんた方文句言うし、作らなきゃ作らないでもっと詳しいの出せと、非常に勝手なこと言うもんだけども、正直言ってやっぱりこういう細かいものはね、どの方、どの世代の方が見ても非常に見づらいと。もっと例えば予算はこうボン、ボンと今年例えば50億前後の金をどういうふうに使ったって簡単なもので示せなかったのかな。福祉に関しては、これを重点に今年はどうやりますよとか、もっと簡単な見開きでも構わないから、そういうものを示せなかったの

かなというふうに思います。今、課長が答えたように非常に全体像を示すためにこう作っていったら非常にこう大きくなったと。確かにこれは訓子府町どごろか北見市だとか他の札幌市あたりが出してもおかしくないぐらい非常に細かいです。わかります。ただ、ここまで必要だったのかなというふうに私も思うんですね、だから去年はこんなに、去年までは詳しくなかったように思うんですが、そこら辺もう1回お答え願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） この冊子形式になったのはですね、その前の年も実はやっております、2回目となっております。過去にはですね、ここまで冊子ではなくて、もう少しコンパクトにですね、情報を集めて載せておりました。特に重点施策とかですね、新規事業について絞って出していたという経過でございます。他にもですね、ご指摘いただいた中で情報が多すぎるといった他にもですね、私の方に直接、間接届いている評価としましては、指標がないので、なかなか判断がしづらいと。数字の羅列だけでわからないといったこともございますし、図表がもっとあった方がいいのではないかとといったことも私の耳に届いております。そういったことも踏まえてですね、こちら側で、送る側の方ですね、町の方として、皆さんにどういった情報を知ってもらいたいのか。また知っている方がいいのかということをごすね、きちんと中で整理しまして、わかりやすい、情報量につきましてもですね、前の状態に戻すかどうかも含めて、その量もですね、考えながら進めていきたいなと思っております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 今後いろいろ検討していただけるということですが、よろしくお願ひしたいと思います。ただ、非常に立派な冊子ができた、これはかなり金額的にも労力的にもかかったんだろうなという憶測をしておりましたが、先ほど町長からの答弁で金額を聞いて、それほどでもないのかなというふうに思いました。ただ、同じ金額をかけるのであれば、やっぱり一人でも多くのやっぱり町民、若い人から年寄りまで見てくれるようなものを作らなきゃ、せつかく配布されても来て開いてああ、こうポンと投げられちゃったんじゃ意味がない。金額の多い少ないじゃなくて、せつかく今年やるんだよということ町民にわかってもらおうと思って配布したものが目を通さずにこう捨てられるというのは非常にもったいない話で、今後ともそういうこうに関して気を遣^{つか}っていただければなというふうに思います。

次、2点目に質問をいたしました、なぜこういう編集にしたのかということの再質問をしていきたいと思いますが、せつかく手に取った町民がね、こう1枚、非常にこの写真を見ると、表紙を見ると、ああ素晴らしいものができたなというふうに思います。ただ、町の中には子どもたちだけでなく、やっぱり実際、実働部隊、働いている現役の町民の方々、それからお年寄りの方々たくさんいますので、誰もがこう親しみを持って読めるような紙面にさせていただければなというふうに思います。これで、先ほども課長から答弁いただきましたが、もっともっと簡単にグラフをポツと見ただけで、ああ今年の状況はこうか、例えば、福祉に関してはこういうものなのかという、そういうアイデアを絞った紙面にできるかできないか、これ一つ簡単だと思うんですが、お答え願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） なかなか数字をグラフ化するのは簡単なんですけれども、

そこのグラフの意図がですね、どこに置いているのかと伝えるのがまたこれ相当試行錯誤しないと実際のところは難しいのかなという面もありますので、そこはですね、またいろんな人に伺いながらですね、工夫は、できるだけ工夫はしていきたいなと思っております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） これ人っておもしろいもので、1枚目は非常にこう表紙を見て、ああこれはおもしろいな、おもしろそうだなって手に取って、それが1枚開いて、2枚目、ああなかなか町長も発刊にあたっていいこと書いているな、3枚目にきて、4枚目にきて、目次があって、何か難しいなと思ったらもうそれでやめちゃうんですね、人はね、だからやっぱり興味を持てるような紙面をこう次々にこう仕組んでいくという作りが必要じゃないかな。それが費用対効果で、金をかけて作って、ああ町民がもうほとんどの町民が読んでくれたわと、これはねやっぱり何ぼ金かかったってね、やっぱり町民が読まないものを作ったら駄目ですよ、そういうことに徹していただければな、それはそういう興味のあるものを町民に配布すれば、町民は値段がどうの、こういうものを出してどうのという意見は出ないと思います。だからぜひ次から次へ読んで、いやあ今年の予算書はいいな、凄いなっていう声が出るぐらいのをね、ものを作るように心がけていただければなというふうに思います。

3点目、この冊子をね町民に作って何を伝えたいのかという、これも町長のここに出ているんですね、発刊にあたって町長が毎年改善を重ねてまいりますと。皆さまが納められた税金がどのように使われているか、町は毎年どのような事業を行うかを知っていただきたい。だからこういうものを作ったんだと。だけど、やっぱり関心の、ぱっと見て関心のない人は中まで深く読んでくれない、なかなかそこまでいかないということなんで、今年は簡単にこれをやります。今年はここまで達成をします。それから表現をね、すべてこういう中には「努めます」とか「継続します」とか「推進します」とか非常に抽象的な表現が多いですね、これを「やります」だとか「行います」だとか「します」だとかという表現に直せないものでしょうか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 表現につきましてはですね、やるものはやるといったような表現に直しておきますが、推進する部分についてはですね、曖昧な面もある面も多々出てきますので、そういった表現もですね、中には含まれるということをご了承願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 非常にこういうものを作って文句を言われるというのはもうやっつけられないなというふうに思うと思うんです。ただね、その気持ちはわかるんですが、せっかく作ったものが読まれないほど無駄になるというか、やっても見てくれないというのが一番駄目なんですね、だから経費をかけて町はこういう取り組みをする、過疎化に向けてこういうこともやる、医療もこういうことをやります、非常にいいことばかり書いているんですよ、ここにね、だけど、今年は少なくとも、こことこことここはやるよというようなちゃんとした方針を町民に示すべきだなというふうに私は思います。ぜひできるところからで構いませんが、そういうことをやっていただければなというふうに思います。で、やっていただく時に、もっと簡単にわかりやすく町民誰もが、やっぱり理解をできる

ような工夫をまず施してほしいというふうに思いますし、1人でも多くの町民が町が出した「よくわかることしの仕事」を見たかと、あれにいいこと書いてあるぞって、福祉タクシー、福祉バス、それから年寄りのことも盛りだくさん書いてるぞ、で、そうやって話し合えるような、日々話し合えるような雑誌をぜひ雑誌にさせていただきたいと。

もう一つ聞きたいんですが、来年以降もこの程度のこういう方式での冊子にする考えがあるのかも伺いたしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） さまざまな方向で今検討中なんです、その冊子がですね、情報量が多くてわかりづらいという声もありますから、そういったことも考えてですね、どういった分量がいいのか、それともどういう配布の仕方がいいのかということもですね含めてですね、従来のやり方にとらわれずですね、いろいろな角度で考えていきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） これぜひ町長に聞きたいんですが、私は非常にこのいいものにしたなっていうふうに思うんですね、そして発刊の言葉の町長のことをみると非常に町民にわかってもらいたいんだ、こういうものを出して、こういう行政をやるよってことを分かってほしい、協力してほしいんだという書いてあるんですね、で、その真意がやっぱりこれでは伝わらない。やっぱり見られないからね、最後までね、やっぱり今、課長が言ったけども、課長がいくらやるっても町長がやりませんと言ったらできませんから、町長ひとつ考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議員さんはこの予算書をお持ちだと思うんですね、これを見てですね、わかる町民というのはほとんどいない。役場、議会も含めてやっている人がどんなことをやっているんだと。手に取ってという西森議員がおっしゃるように、1年間の仕事でこんなことやっているんだよってことをやっぱり正しく、そしてわかりやすく伝えるということが、この使命だと思うんですね、これは今年の広報の表紙の写真のようです。で、広報の12か月のか、写真をこう貼って、身近な子どもたちがここにいる、ああうちの娘が写ってる、ああそうだったのかなんて思うような中でのページをめくる一つのきっかけにしたい。で、元々はこういう発想というのは今、衆議院議員をやっているニセコ町長だった逢坂さんがはじめたのがスタートです。わかりやすい予算書、すなわち今年度の道路整備は私の家から末広まで、菊池の家から末広の団地まで舗装化しますというような、わかりやすい予算書を各戸に配布したというのがはじまりのようです。私は職員時代も企画財政課にその予算書を渡してですね、ぜひこれに近づけるようなこともできないかってこともお話ししました。で、経過を経て、1枚ぺらの場合もありましたし、数枚のこともありましたし、今ここに辿り着いた。しかし実際は西森議員のおっしゃるとおり字が小さいと。それからちょっとわかりにくいと。もうちょっとこう手に取ってわかりやすいようなものを、しかもですね、見る気もしないという人と、よくわかったという人もいますよ、これで、だから受け取る側がどの人にポイントを合わせるかという最大公約数で、だけでも見やすくてわかりやすいっていうことの努力をですね、やっぱりこれから重ねていかなきゃならないだろうなというふうに思います。で、読まないものを作るようでは

駄目だということのご指摘をきちんと受けてですね、また町民からも意見書上がってきてるのもあるんですよ、これに金かけるんだったら、高齢福祉に金使えとかですね、こういう意見も上がっている方もおりますので、これらは私も含めて職員も真摯に受け止めてますので、ボリューム、中身等も含めてですね、わかりやすく端的に特徴的な政策的なことだけというぐっと少なくなるんですけども、役場の仕事ってそれだけだろうかっていうことを考えていくと、これらも含めて、バランス、そしてもう1回、企画財政課を中心にしながら議員や町民からの意見も踏まえながらですね、よりよいものを作っていかなきゃいけないというふうに思います。実はうちの企画財政課長のふるさどでしょうか、これ千葉の柏市のわかりやすい予算書っていうのがあります。うちと中身は大した変わらないんだけど、何が違うかったら、カラフルで、そして字が大きいということです。これをそうすると45万円では上がらないだろうということも含めてですね、ちょっともう少し、何て言うんですかね、中身の検討をお約束させていただきたいと。時間をいただきたいと思います。来年に向けて努力します。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 今、町長から、大変こういい答弁をいただきましたが、字が小さいというのは、本当に年寄り眼鏡かけても、もう老眼いってますからね、読めないのはわかるんです。ただ若い人がこういうグラフばかり見ても、いや何が書いてあるんだかも面倒くさくて見る気もしないというのもわかる。ただ、役所を退官したような人が何か暇でという人はもうじっくり見てるんですよ、だからそういう違いはあると思います。確かにあると思います。ただ、誰が見てもどんな町民が見ても、あの今年出した、令和元年度に出した、町が出した「よくわかることしの仕事」っていう、あの冊子はいいなと言われるような冊子をぜひ目指していただきたいというふうに思います。で、その時にはやっぱり見やすく、万民が見てもわかりやすい、字が大きくて読みやすいものを目指していただければなというふうに思います。何度もこう同じことを言うようになりますが、私も町民の方からこれでやっぱり言ってくれと言われることはじめて、何で俺がそういうことまで言わなきゃならんの、あんた町長に直接行って言った方がいいんじゃないと言ったんですが、お前の仕事だということで、言付かってまいりましたが、もっとわかりやすいものを作るように言ってくれと、やっぱり町長には言えないけど、お前には言えるという町民の方がいるんですね、それも私の仕事と思って今日質問にかえましたが、みんながやっぱり喜んで見れるような雑誌をぜひ目指していただければなと。来年以降もやるということですので、今日要望しましたことを十分くんでいただいて、ぜひいい冊子にいただければなというふうに思います。私、今回は1点だけ、この冊子の件だけの質問で終わりたいと思いますので、これで終了したいと思います。ありがとうございます。

○議長（須河 徹君） 6番、西森信夫君の質問が終わりました。ここで午後2時45分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時45分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、10番、西山由美子君の発言を許します。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。通告書に従いまして、町長に質問いたします。

家庭ごみ有料化15年の成果と課題について伺います。

物をたくさん作って、たくさん使って、たくさん捨てるという「大量生産・大量消費型社会」を見直して「循環型社会」を作る動きが進み、2000年には循環型社会基本法が成立し、現在6種類のリサイクル法も作られています。

そんな中、本町は平成11年8月から5種類の分別収集を開始し、平成16年度からは家庭ごみの有料化を実施し、ごみの減量化やリサイクル推進などについて、町民の皆さんに理解と協力を求めてきました。それから今年で15年目となりますが、これまでの成果と課題などについて町長の考えを伺います。

1点目、ごみ減量化とリサイクル推進の成果と課題は何ですか。

2点目、ごみ袋記名式の効果と今後に向けた考えは。

3点目、高齢化や障がいに伴う、ごみ分別が困難な方への福祉的サポートの必要性をどのように考えますか。

4点目、介護用の紙おむつを使用する方へのごみ袋支給の考えはありませんか。

以上、4点、お伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「家庭ごみの有料化15年の成果と課題」について4点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1点目に「ごみ減量化とリサイクルの推進の成果と課題は何ですか」とのお尋ねがございました。

平成16年4月1日から本町はごみの有料化をはじめ、北見市・置戸町と広域処理を進めるとともに、分別収集や資源ごみリサイクル細分化など廃棄物の排出抑制と再利用の促進による廃棄物の減量化に取り組んでまいりました。

成果としては、有料化になる前後のごみの総排出量が50%程度減量化されるとともに、生ごみや廃プラスチックを新たに資源ごみとして収集したことで、分別を始めた直前の3年間と直後の3年間のリサイクル率の平均を比べますと17%から38%になり、大幅に向上することができました。

一方、課題は分別による排出方法が増えたことで、分別に係る煩雑^{はんざつ}が増したこと。また、有料化によって、個人の金銭的負担が増えたこと。加えて、ごみ処理に関する町の負担が増加したことであります。

2点目に「ごみ袋記名式の効果と今後に向けた考えは」とのお尋ねがございました。

本町にごみの処理施設がなく、北見市や置戸町に処理を委託していることもあり、排出者の責任を明確にし、分別の徹底を図るため「記名方式」を採用しております。

このことによって、分別意識が高まり、分別されていないごみについては、排出者に改めて指導することができるなど、ごみの分別方法が、さらに徹底されるなどの効果が現れ、現在本町の一人当たりのごみ排出量は全道的にみても少なく、上位にランクされております。

今後の考え方ですが、廃棄物の広域処理を行っている中で、廃棄物の減量化と処理の適正化により、環境保全および循環社会の形成を図るためにも「記名方式」については、継続する方向で考えています。

3点目に「高齢化や障がいに伴うごみ分別が困難な方への福祉的サポートの必要性をどのように考えていますか」とのお尋ねがございました。

これまで、高齢者や障がいのある方のごみ分別の支援につきましては、訪問介護ヘルパーによるサービスの提供をしております。

また、新たに今年の春から生活支援サポーターによる有償ボランティアの仕組みが始まり、軽度の生活支援が必要な高齢者を対象にしたごみの分別支援体制が整いましたので、今後も介護認定や障がい認定を受け、訪問介護サービスを利用できる方を対象とした訪問介護サービスと生活支援サポーター派遣事業による支援を継続してまいりたいと考えています。

4点目に「介護用の紙おむつを使用する方へのごみ袋支給の考えはありませんか。」とお尋ねがございました。

現在、町では家族介護用品購入費助成事業としまして、在宅で寝たきりの高齢者を介護している方に対し、月額4千円のおむつ代に係る経費の助成をしており、現在、8人が利用しております。

介護用のおむつに対するごみ袋の支給については、対象者の特定方法や無償化の基準など、既に取り組んでいる近隣市町の実態等を把握するとともに、福祉サービスの充実を検討する中で重要な提案として参考とさせていただきます。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 項目に従いまして再質問をしたいと思います。その前にですね、この家庭ごみのことについて、町民の方からの質問、あるいは意見などから、私たちの町が有料化して15年になるということに気付いた訳ですが、それも町民の方の意見を聞かずして私だけの考えでは、どういうふうに質問していいか、ちょっと戸惑いましたので、急遽、8月の末を期限として、家庭ごみの有料化15年目に関するアンケート調査を個人的にやりました。で、本当に簡単な問いを6項目ぐらい書いて、主に日出町内会を中心に105世帯に無作為に、実践会も何件かありましたけども配布いたしました。で、自分が歩いて回収したんですが、なかなか全部は回収できなかつたんですが、回答いただいたのが85世帯、で、全体の世帯数からすると4%ぐらいなんですけれども、その中で特に問題ないよってという感じで白紙で渡されたのが22件、さまざまな形でご意見を書いてくださったところが63件ありました。で、この特に問題ない22件、これは私的には凄く何も書いてないけれども、この15年間の経緯を考えると訓子府町のごみ有料化がすっかりと定着したんだなという私はそういうふうを受け止めました。だから問題がないということはよかったのかなって思っております。で、その中に男性が19名、女性が66名の方が回答してくださいました。で、これは本当に全体の4%ですから、これを町民の声としてご意見するのではなくて、参考にして、後ほど職員の方にもデータとしてお渡ししたいなと思います。その中で再質問させていただきます。

1 点目のごみ減量化とリサイクル推進の成果と課題についてですけれども、単純に自分が決算審査などで皆さんからいただいた調査の中で調べていった時に平成18年の資料がありまして、それと今年度の30年の決算の資料を単純に比較した場合ですね、多分、人口はもう1千人ぐらい減っているのかなと思うんですけども、ほかのごみは減っているんですが、燃やすごみだけは増えているんですね、10万kgぐらい増えているんですが、この、もしわかればその要因などがわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） ただいまですね、燃やすごみの総量がですね、増えているということでお尋ねがございました。すいません、そういったところに対して、ちょっと持ち合わせた資料がないので、明確には答えることができないんですけども、若干やはり、はじめた当初から比べて、その分別のやり方でしょうか、そういった面では若干ちょっとルーズになっているところもあるのかなというところが一つ要因と、それから廃プラスチックの関係でちょっと燃やすごみに入れる方もいらっしゃいますし、特に汚れたものについては入れてくれて、廃プラの再資源化がなりませんから、燃やすごみに入れてくれていうふうな説明をしているんですけども、その部分で入れてくる方もいらっしゃるのかなというところがありますので、ちょっと細かな分析はしてませんが、一応そういうことでお答えさせていただきます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 課長がおっしゃった通りなのかなと思います。今、世界ではプラスチックごみによる海の汚染が国連の報告によりますと世界のごみ全体の10%がプラスチック、そして年間800万トンものプラごみが海の中に流れ込んでいる。たくさんの方がこのアンケートの中にもやはりテレビで見ている廃プラに関してはとても皆さん関心を持っております。リサイクルされずに海に流れ込んで、それを鳥や魚たちが食べてしまう。そういう今状況で、やはり世界中が今この廃プラ、プラスチックごみに関する対策をとらなきゃいけないという状況にあると思います。それで私たちの町も最初は燃やすごみと資源ごみとして廃プラスチックを分けて、分別してるんですけども、今、課長がおっしゃったように、訓子府町は北見市の方に委託しておりますので、そこからやはりきちんと分別されていないごみがやっぱり戻ってくるというか、その分お金を払わなきゃいけないという状況も起きております。で、今、リサイクル、資源ごみのリサイクル化ということを考えますと、その町民の方の意見の中にもたくさんあったんですが、私たちが洗剤できれいに洗っている方もいますし、マメにきちんと廃プラを処理している方がいるんですけど、一体その廃プラがどこへどういう形で処理されているんだろうと。そういう疑問を持っている方がいらっしゃいます。今、課長がわかる限りでよろしいですので、私たちの町のプラごみがどういうふうになっているかということをお願いしたいこととリサイクルの中で、私も今回のごみのこの平成26年に配布されています手引きをよく読んでいて、自分のはったことがあるんですが、繊維資源の回収についても最初の頃は綿素材が50%以上のものだけを回収してたんですが、今は素材に関わらずすべての衣類が回収できるようになりました。これの回収だけでも燃えるごみはかなり減らせるんじゃないかと思いますが、きちんと周知されていないのではないかなという気がいたします。この繊維ごみも私たちの町で回収されてどのようなルートでどういうふうになっているのか

わかることだけでよろしいです。あとはご意見の中にあつたんですが、これ資源ごみにならないのか、よく皆さん、薪とか自分のお庭をこう掃除して投げようとする時に、今の私たちの町ですと、小さく切って、今の燃えるごみにいれなきゃいけないんですが、ごみ袋が破けてしまったりすると。そういう木の材質のものを薪ストーブをたいている方とか、そういう資源としてできないのかと、その3点ちょっともしわかる限りでよろしいですのでお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） ただいまご質問3点いただきました。わかる範囲でということですが、質問だったんですけど、わかる範囲でお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、まず廃プラでございます。資源ごみとして回収された廃プラは北見市にリサイクルセンターにありまして、そこに行きます。そこからですね、置戸と北見、訓子府等のごみを再商品のそういう資源を再商品する業者に入札します。で、その入札した業者がそこから廃プラを資源化するところに売っているんですけど、その先というのは、ちょっとうちの方でも今のところはわかってません。ただ、売れた金額は日本リサイクル協会というところに一度お金が入りまして、そこから各町に分配されるというような手順になっていると思っております。

次に、繊維資材です。はじめた当初は綿類50%以上あるものということでなっているんですけど、それが何かその辺が段々段々こう技術革新したか何かで、そうではなくポロエステルが多少多く入っても受け取るような話は聞いております。ただ、当初からやっぱり繊維資材、それがいけるのかいけないのか、ちゃんと再資源としていくのかいかなのかということところはちょっと明確ではないところもありましたりして、何か住民にちゃんと周知できてないところがありますけど、それから二つ目は、うちの係長が言っていましたけど、汚れているものは引き取らないそうなんです、ですから本当にそういったところあるということではちょっと聞いていますところでもあります。

それから最後に薪の関係が出ました。30cm以下になったものは燃えるごみとして投げてもいいんですけど、それ以外の薪についてというか木は、留辺蘂の廃棄物処理場に行きます。で、そこで木として集めるところがありますけど、そこからですね、美幌さんの業者が来て資源化にされるようにして引き取っていきます。ですから資源化になっているということでもあります。

以上です。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 廃プラのことは、その先のことはわからないということですが、そうですね、町民の方々も本当に思った以上にといいますか、真面目に町がこうしてくださいということを本当に真面目に取り組んでいる方が多いことで、すごく私も教えられた部分があるんですが、それが答弁の中にあつた、記名式をとったことが、そこにつながっているのかなということもありますし、環境に対する関心も高い方もいらっしゃるということが、そういうふうになっているのかなとも思います。それでやっぱりきちっとリサイクルされているということがもっと納得した形で皆さんに伝わっていれば、その減量化とリサイクル推進がもっともっと進んでいくんじゃないかなと思うので、この15年経ったということを機会にやはり再度、皆さんにこの15年の歩みとともに、今後のごみ、

訓子府町のごみ処理についての、もう一度見直すというのか、皆さんに意味というんですか、ごみ処理ってとっても大事な生活の中の出発点ですので、これを具体的に、この手引きの中にいっぱい書いてあるんですけども、それだけではなくて、その方針について、これから伝えていただきたいなというのを、これ最後に言おうと思ったんですが、これは実は皆さんからのアンケートの中ですごく感じたことなので、そのことと、もう一つリサイクルの私たちの町で一番特徴的なのが生ごみの堆肥化です。北見市などはもう生ごみも一緒に燃えるごみと一緒に燃やしていますので、この回答の中に北見と一緒に生ごみも燃やしてくれたらいいのという方も何件かいました。ただ、そうはならなくて、訓子府町は堆肥化をしています。その堆肥化についてですが、最初のはじまった頃、平成18年は堆肥化、堆肥の配付状況の資料があるんですが、現在は今どのような状況になっているか、わかる点でよろしいですが、潤滑に、その堆肥は無料配付、町民の方々に配付されているんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） ただいま2点のお尋ねがございました。

まずですね、1点目ですけども、15年を経過してですね、資源リサイクルがどのようになっているのか、そういったことをちゃんと周知することにより、もっと資源化を図る努力をしてくれるんじゃないか。それがしいてはごみの減量化になるのではないかということなんですけど、それについては本当に担当課長として、ああその通りかなとは思っています。以外とそういったことをちゃんと周知してないところもあるのかなと思いますので、何かの折、広報でも何でもありますけれども、何かそういった努力をちょっと進めていきたいかななんて、今ちょっと僕、自分自身で思っているレベルですけど、そんな感じで今思っています。

それから2番目の生ごみですね、生ごみの堆肥化ということで今、置戸の堆肥センターに持ち込んでいることでもあります。年間180tほどの生ごみが入ってきまして、実際堆肥になるのは35tぐらい。生ごみというのは水分がほとんどありますので、水分が抜けてそういうことになります。10月の中旬頃だったかなと思うんですけども、広報に出しましてですね、そのできた堆肥を還元しますよということでしたまして、多くの方に来てもらって持って行っていただいているところがございますけども、それがどれぐらいの量を今いっているのかという資料を持ち合わせていないので、何とも答えられないんですけども、全部、全部が処理できている訳ではなくて、残っているものについては、また堆肥化ということで、また堆肥の供給するものにまぜながら、翌年にいくという形で進めているところがございます。ちょっと詳しい資料がありましたら、多分係長が見てたら持つてくるんじゃないかと思しますので、よろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） わかりました。18年度の時は2回配付しているんですね、5月と10月で、5月が149世帯で堆肥量は30t、2回目が157世帯、10月ですね、それで30tというふうに資料を出していただいています。わかりました。それ今のところ順調に回っているということですね、それで今回のアンケート調査の中で一番私がつっかかりだったこともありまして、二つ目の質問の記名式、これは隣町の置戸町もそれから津別町もそうだと思うんですけども、有料化になったと同時に記名式、ごみ袋に名

前を書く。それもフルネームですので、それに対して皆さんどういうふうに感じているのかなということで調査しました。本当はここに触れていいのかどうか、すごく迷ったんですけども、簡単にその63名の中のちょっと簡単に言いますと、全く問題ないと、このままいった方がいいという方が29名いました。書きたくないけど仕方ないという方が8名、ですから結果として合計で37名の方が自分やっていますよということです。それから分別されていけば、目的は分別ですから必要ないんじゃないかという方が8名、それからプライバシー、個人情報と謳われている時代にすごく嫌だと感じるという方が13名おりました。それからこの方は男性なんですけど、男性で奥様亡くなられて1人で暮らしている方がとってもたくさん書いてくれたんですけど、女性の場合、名前まで書いてしまうと、女性の1人暮らしということが明確になってしまうと。だから女性は苗字だけでいいんじゃないかというふうに書かれていました。他の方であと2名の方も苗字だけでいいんじゃないかと。それからよく忘れるという方が2名おりました。でも今15年経って、最初の頃は監視員が各町内会、実践会にいたりして、嫌な思いをされた方もたくさんいると思うんですけど、今は定着して、そういう揉め事もあまりなく、ごみステーションに残されたごみもあまりなく、間違っていた場合も本人が自分のだってわかったら次の日ちゃんと取り替えてということで、すごく理想的に回っているなということは感じました。これが都会ですと、もうネット上でも議論になるぐらい、やっぱり問題が大きいんですね、やっぱりプライバシーの問題が、犯罪にも結び付く可能性もありますし、ああこれは訓子府町だから、こういうふうにはスムーズにいったのかなという気持ちはあります。今、私、今回のことを職員の方にも、それから業者さんとも、町民の方ともお話ししました。で、業者さんもすごくそこら辺は緩やかな方法で絶対駄目だよということではなくて、目的は分別なので、分別さえしっかりしてくれていけば、書き忘れて、嫌で書かなかった場合でも持っていてくれるのが現状ですので、これはあまり変えなくてもいいのかなとは思いますが、そういう方が中にいらっしゃるという中で、特に北見の方から引っ越されてきた方はすごく抵抗があるようです。最初、訓子府町は分別も名前書くこともあって、とっても嫌な思いがしたということを書かれておりました。で、少数の意見ですから、これ全体がどうなのかなと思っても、今のところ問題なく回っているので、いいと思いますけれども、その点について、記名式でこのままいきますよというご回答でしたが、その点について、町長お考えいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 16年前のごみ担当課長は私でございました。非常に厳しい状況の中でこのごみの有料化と分別を実現せよという深見定雄町長の名を受けて行き詰っていた訓子府町のごみ分別と収集について担当させていただきました。

一つは、生ごみを駒里のあのごみ処分場に一緒に入れてたということです。そのことによって、二つの問題が発生しました。ダイオキシンが煙突から出ると。これは人体にも影響があるので、即刻止めようという指示がございました。

もう一つは生ごみを入れることによって、千羽を超えるカラスが梶田農園の牛のエサやあるいは初産の後産の食い荒らしたりとか、こういう問題で裁判闘争になるという状況でございました。さらにそのカラスは弥生のみならず、高園の高倉さんや平田さんのところまで及んで農業被害が甚大なものになっていったという状況があります。で、その頃は訓子

府町はどこにごみを持っていくかということは、広域的にやるということだったんですけども、全然前へ進んでいませんでした。一つは置戸の農協に頼んで生ごみを受け入れてほしいと。そして今の形をして堆肥化をするということをやりました。北見は大和にあるごみ処分場はごみを受け入れてくれと、生ごみを受け入れてくれというふうをお願いをしましたけれども、その時は感情的に許されないと言われました。すなわち訓子府の生ごみを何で北見のあの和地区の人たちが受け入れなきゃならないんだという中で、もう持っていき場がないという中で堆肥化と町民に無料還元をするということのルール化の一つは図りました。プラスチックはさつき課長が言ったとおり留辺蘂に持って行って、廃プラをこう棒状にするんですね、それを再利用するために業者がリサイクルセンターが東京あたりの業者にあれして再利用という形を作っているということでした。さらに困ったのはキツネと犬でした。キツネと犬をどうするかと。これもシカ、特にシカは年間200頭以上のシカをあの弥生のごみ処分場に埋めてました。これもやっぱりもうままならないということで北見をお願いをしましたら、残念ながら駄目でした。で、プロテインという会社に排出ボックスを入れてそしてやっていると。で、結局、ダイオキシンの問題でいうと家庭内でごみを焼却するっていうことは禁止になります。今も禁止です。ですから、焼くことはできないんですよ、ところが農家の玉ネギに火を付けて皮を燃やすということはどうなんだという反論が出てきました。私も道庁とかけあったりしましたけれども、生産者が玉ネギを焼くということについては特例として認めるということですけど、同じ玉ネギの皮でもうちの僕の家で玉ネギの皮を焼くことは駄目です。ということです。当時は警察も含めて、それから焼却炉を全部回収して職員と一緒に回収して歩きました。等々含めて、あの時代は東京都や都市を中心にして名前を書く、そして自治会がそのごみボックスに周りに立って全部チェックするということが当たり前の時代になって、15年前というのはそう中のごみの分別等々が実施されていきました。で、あのごみ袋に木を切った剪定したやつを入れるったら、ほとんど入らない。それでこれも困って、美幌貨物の前田専務をお願いをして、ちょうど、こう何て言うんですかね、破碎する機械でやるということになりましたから、留辺蘂にまとめて持って行って、家財道具だとか何かも含めて、美幌貨物は破碎して、それからタイヤ製品なんかもそうなんです。で、全部破碎して公民館のスロープのところマットがあると思うんです。あれなんかもリサイクル商品として開発してた。そうこう含めてですね、私は今、自分の家のごみを私の担当で出していますけども、非常にだらしくなりました。名前を書く人が廃プラなんかもほとんどいない。で、その点でいくと、それが本当にいいのかと。で、ただ、燃えるごみに、もう一方では非常に緩和されてきました。例えば焼き肉をやる。ところが昔は全部洗って入れた訳です。で、それをそんなことやっていたらお祭りなんか全然やれない。で、それで燃えるごみの中に袋を入れればよしとしていった。それは廃プラも含めてですねやっている。その時は特に汚れたごみについては受け入れるというようなことをあれしながら時代とともに緩和できるものは緩和する。そして原則的に駄目なものはですね、やっぱりもう1回、きちんと地域で説明会をそろそろ元谷課長にも必要だねと。これ大変な作業です。考え方も違いますし、いろんな状況がありますから、そして隠れて焼いている人もいます。実際に。で、これはですね、やっぱりあらためて住民自治って一体何なんだろうかということも含めて、やっぱりちゃんとした考え方をもって、ご理解をいただかないと駄目だなっていうふうに思っ

いますので、それから西山議員がおっしゃるように、女性の記名の問題どうなのかとか、それから後からまた出てきますおむつの問題とか、いろいろこうあります。これは時代とともに、やっぱりちゃんとした考え方をもち、旧留辺蘂、端野、北見、今北見もそうかな、それから置戸と訓子府がコンセンサスをきちんと図って、一緒になって共同の廃棄物の処理の仕方を統一していかないと駄目だというふうに思っていますので、提案は受け止めて改善する余地が多分にあるというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） そうですね、この15年を契機にやっぱり15年の間に時代とともに、いろんな物質のあり方も、それからアンケートにありましたけども、この手引きに書いていないものもたくさんある。それから本当に迷うもの、分別に迷うものもあるということです。そういう皆さんもたくさんいらっしゃると思うので、これを契機にやはり今後に向けた、若い人たちもポイ捨てとか、そういうことをしないように、若い人が捨てているかどうかかわかんないんですけど、駐車場なんかはもうかなり丁寧に、コップとペットボトルとお弁当のからを丁寧に置いているんですね、あれは良心の呵責があるのかなと思うんですけども、ドアを開ける時にそっと置いていく、車が立ち去った後はもうごみがいっぱいあるという状況はいまだに直っていないので、やはりこれら行政として住民の方への一つの何て言うんでしょう、指導としてやっぱりさっきの手引きじゃないですけど、わかりやすく、やさしい表現でやっていただきたいなと思います。で、大体皆さんの声の中でちょっと思ったのが、そうですね、先週もペットボトル、今、上のプラのラベルは全部剥がすことになっているんですが、なかなか今、まだ徹底されていません。そういうふうに分別の仕方が変わっているものも、やっぱりこの15年を契機にもう一度、再広報、再周知っていうんですか、そういうふうにしていただきたいと思います。それからご意見の中にありましたけれども、電池とか、乾電池のあれは月1回ですよ、で、それを、これ日出の方なんですけど、日出にも乾電池の保管ボックスを置いてほしいというご意見がありました。これはどうでしょうかね、なかなか乾電池、有害ごみですか、有害ごみの日が少ないので、こういう対応というのはできないでしょうかね、何かそういうボックスを別に置くということはいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） ちょっとペットボトルのことと、それから電池のことについてはまた後で答えるんですけど、係長が資料持ってきてくれまして、先ほど、繊維資材はどこに行っているんだという話で私、答えてません。旭川のキョクサンというところに持っていきまして、27年当時で1,917kgの量が運んでいるということでございます。

それからもう一つ、生ごみの堆肥の還元実績ということで、去年の数字でございますけども、平成30年は86世帯で13tが還元されています。29年は84世帯で13tが還元されております。

以上、追加でお答えさせていただきました。すいません。

それから、ペットボトルの関係でですね、再資源化にあたり、今、中の廃プラの部分を分別して出してくださいということなんで、受け入れることは受け入れてくれるんですけど、さっきも言っていました日本リサイクルセンターの方にあいつたものはいって、お金をいただくという流れになるんですけど、うちの率が今度悪ければ悪いほど返ってくる

お金が少なくなる。要するに入札で売れなくなるということがありますので、やっぱり少しでもやっぱりですね、そういったことの努力はやっぱりしていかなきゃいけないと思いますので、やっぱり議員おっしゃるとおりに周知活動ということはきちんと進めていきたいなと思っております。

それから乾電池の収集場所を増やさないか、増やしていただけないかということで、確かに、役場と公民館とかそういった主要な施設には置いてあるんですけども、日出地域にはないという話で申し訳ございませんけども、ちょっと担当者と相談をさせていただきたいなと思っておりますので、この程度でちょっと答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 最後にその分別に関して、もう1点なんですけど、多かっただの生ごみ袋があまりにも弱いということで、これは以前も町長の方であんまり弱いから少し強くしたのかなと思うんですけど、これ弱いつていうだけで、なぜ弱いのかということがわかられてないようなんですよね、だからさっきの訓子府町は堆肥化することでごみ袋も一緒に堆肥化できるんだよっていうところも含めて再周知っていうんですか、やはりアンケートって思ったんですが、ごみは分別はほとんどが家庭の中で女性がやっていることが多いんです。ごみ出しは旦那さんがやるとか、そういうことが多いので、旦那さんが1人、男の方が1人になった時にやっぱりその分別がわからなくて、その方はすごく丁寧に書いてくれたんですが、小さなバケツに生ごみの袋を入れて、そこに生ごみを直接入れてるらしいんです。貯まって出そうとした時はもう穴があいたり破れたりということなので、あ、これ内容がわかってないんだなってことが感じたので、この生ごみ袋の弱さというのは、もう1回周知していただけたらいいかなと思います。そうですね、あと細かいご意見ありましたけれども、さっきの庭木の始末なんかも何か、ある自治体によりますと、ある程度の長さで切って、袋ではなくて、こう何だっけ、スタンプじゃないし、シール、シールを貼って、100円とか200円のシールを貼って出すという方法もあるみたいなので、もう少し検討していただけたらなと思います。あとごみ袋が高いというご意見もありました。ちょっと何か所か調べたんですが、訓子府がやっぱり何十円か100円ぐらいか高いかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 何点かお尋ねいただきました。生ごみの袋なんですけども、5日ぐらいしかもたないようでございます。やはりそれに入れて生ごみを入れておきますと破れますから、そういった周知はしていかなきゃ駄目かなとは思っています。弱いという話なんですけど、あれが今、一番生ごみで強いと言われていたようでございます。そんなところでございます。あと、何か生ごみを回収している業者さんから聞くと何かメロンとかそういった果物類の入っていると弱くなるんだという話はしてました。ちょっと何の因果関係がちょっとわからないんですけども、そういったもしわかれば、そんな周知もできたらな、なんて思いますので、ちょっと研究をしてみたいなというふうには思っております。

生ごみの袋ですね、高いというご指摘がございました。ちょっと他の町の状況調べていないところもあるんですけども、ごみの、こんなこと言っちゃあれなんですけど、ごみは

ですね、全部で8, 500万円ぐらいかかっているんですけど、皆さんからお金をいただいて、大体一千二、三百万円、7千万円ちょっとぐらいのお金がかかっているというところで、全部ではないんですけど、幾分か負担してもらっているというところで、何て言うんですかね、お金をかけているから分別の方に、資源ごみの方にいくというところもありますし、安くすると、それがちゃんとしたごみの、燃えるごみとかそっちの方に行っちゃって、再資源化がちゃんと図れなくなるとか、いろんな要因があるのかな、なんて思っていますから、ちょっとその辺は研究をしていきたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 分別に関してはわかりました。3点目のですね、高齢化や障がいに伴うごみ分別が困難な方への福祉的サポート、これは回答の中にもありました。高齢化が進んでいくと分別できなくなる人が増えていくんじゃないかと心配している方がいらっしゃいました。で、先ほど西森議員が質問にありましたこれは議員にとってはとってもいい資料だなと思います。ただ町民にとっては本当に読みづらい面がたくさんあるのかなと思って、調べようと思うとすごくいろいろ出てきて、よくわかるので、とっても助かりました。先ほど回答の中で訪問介護、訪問介護ヘルパーさんによるサービスの提供とか、生活支援サポーターによる有償ボランティアの仕組みが始まったと。私もここが生活支援サポーターのチラシを読んだ時にもしかしたらこれがそういう手助けになるのかなと思っているんですが、これ実際にですね、1人の方にそういったことあるんです。とっても足が不自由でゴミステーションに持っていくのも大変な方がいらっしゃったので、この分別に関してヘルパーさんとかに頼むことはどうだろうねって言うと、やっぱり家の中を知らない人が来て、ごみをこう、何て言うんだろう、分別する作業をされるのが嫌だという答えがかえってきたんですね、その人はまだまだ自分でできる方なのかもしれませんけど、その点、今、この有償ボランティアの仕組みというのは、今、9月に入りましたけども、どの程度進んでいるんでしょうか。実態として。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 高齢化に伴い、ごみの分別が段々難しくなるということで、今年から生活支援サポーターの派遣事業というものを立ち上げておりますが、今、西山議員からもお話がありましたように、家の中に知らない人が入ってくる。自分のごみを見られる。そういったことに、やはり抵抗を感じている方は多いようです。で、実際にその派遣事業ですけれども、1名の方が掃除の支援を受けていたという実績に留まっております。実際その方も今、入院中で中断ということになりますので、現在はどなたの利用もないという状況が現状でございます。これからますますそういった方にケアマネージャーも含め、周知していきたいと思っていますところです。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） そうですね、この3番のことは、言葉では簡単なんだけれども、実際にやるとこう支援してもらう人と支援する側との、何て言うだろう、やっぱり連携がすごく難しいですね、簡単にはいかないなと思います。やっぱりそこいく前に、そうですね、さっき課長が答えていただいたように、もう一度この分別方法をもう少し分別しやすような仕組みを説明してくというか、あとやっぱり地域の力を借りるしかないのか

など思うんですけれども、ここはまだ考えどころですね、私も実際そう書いてはみたけれども、どうしたらいいのかなって考えていたので、この有償ボランティアはやる人はいるんですね、だけど受けがない、やってほしいという人がいないということですね。やっぱりこれはもう少し周知も必要かなと思うので、今後期待したいと思います。

最後の質問の、これは先ほど、なぜこれを利用したかといいますと、このページにですね、確か紙おむつの無償回収あったなと思ったら、これ出てきたんですね、子どもの子育て支援の中で子どもの誕生にあわせて2年分、240枚の燃やすごみ袋を贈呈して子育てを支援しますと書いてありました。すべての町民にやさしいまちづくりを謳っている菊池町政ならば、それならば介護をする人たちの、むしろ大人の人の紙おむつは本当に大変です。経験のある人からお話聞いたんですが、においとかが、それからやっぱり重量も多いので本当に大変なことです。で、回答の中で、今、8件なんですね、私もう少し前のデータを見たら20人ぐらいいたのかなと思ったんですが、この紙おむつ、そうですね、これを助成をやっているのが、自治体では釧路市だけでした。今のところはですね、釧路市では子育ての支援もやってますし、0歳児ですね、20リットルを60枚、年間60枚配布しています。そして市の日常生活用具給付制度により紙おむつの交付を受けている世帯に20リットルのごみ袋を60枚、それから市の今、私たちの町で言っているような介護用品の支給を受けて在宅介護をしている世帯に20リットルを月に5枚配布しています。あちこち探したんですが、今のところやっているのは釧路市だけですね、でもやはりその大変さというのは、ちょっと半端じゃないと思うので、私たちなどよりも職員の方が実際に介護で紙おむつを使用している方の世帯わかんと思うので、その辺の意向も聞きながらですね、ぜひ実現していただけたらなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 私も今回ご質問いただいて、インターネットでちょっといろいろ調べてみました。そうしますと結構、全道的にもやっている市町村がありまして、隣の北見市でもはじめています。それでやり方といいますか、その方法が何種類もありまして、例えば先ほど回答書の中でも書いておりましたおむつの助成をしている家族介護用品の助成をしている、その世帯だけに限って袋を提供するとか、あとは要介護の度合いによって燃やすごみの袋を提供するとか、今の子育ての事業と同じ考え方かとは思いますが、その他に通常の袋ではなくて、透明の袋に入れて出せば、それはおむつであれば回収するとか、そういった何かいろいろなやり方があるようなので、それについては町民課とできれば実現させていきたいなという方向で検討していければなと思っておりますので、私がやるとかっていうことではないんですけれども、そういった検討は進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 本当にごみのことに、緊急でアンケートを調査したんですけれども、皆さんすごく好意的に答えてくださりまして、私もすごく勉強になりました。やはり15年経つと皆さんもう慣れてるよってという感じで、自分もそうですけれども、先にごみ袋にこう名前を書いて、そこに入れていきますので、名前を書くことも抵抗なかったんですが、男性の方が女性の方のことをそういうふうにかんがえて書いてくださったり、1人になった時にそういうえばそうだなって、1人暮らし、女性の1人暮らしってというのが

丸見えだなということも含めて、いろんなごみっていうのは、その町の暮らし向きとか、個人情報も含めて、すごく深刻な問題も含まれているので、今、15年経って、もう一度ですね、若い人たちにも、そのごみの収集の大切さをわかってもらうためにも、子どもたちにもここでぜひ先ほどのこの行政のわかりやすい仕事の一環としてですね、ごみ収集について、皆さんにわかりやすい何か周知方法を実施してくださればなと思います、いかがでしょうか、最後に。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） あの二つ約束しましょう、一つは町民に説明します。これはもうそういう時期です。わかりやすく説明をして、理解をいただく努力を担当課を中心にしてやります。もう一つは、今、聞いていますと、大人用のおむつは北見は透明の袋で出せば無料で引き受けてくれるというところがあるようですから、これは置戸も含めてですね、統一的にやるという方向で検討させていただきたいと思いますので、結果はまた来年度からになるかどうかわかりませんが、できるだけ早くこの実現に向けて努力したいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） ごみは混ぜればごみ、分ければ資源という言葉があって、一つ仕組みが変わると本当にごみ屋敷にあつという間になってしまうので、やりたくてもできない人たちがこれから増えていく中でぜひ行政がその辺、やさしい指導と対応をしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 10番、西山由美子君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時39分